

郷宿・代人・代言人——日本弁護士史の再検討(Ⅰ)——

目次

はじめに

一 司法職務定制以後の代言人・代人〔二八七二—一八七六〕

1 はじめに——堺県における代書・代言人と郷宿

2 静岡藩(県)の郷宿

3 静岡県の代言人

二 代言人規則以後の代言人・代人〔一八七六—一八八〇年〕

1 免許代言人の登場

2 代人の訴訟代理

3 裁判所周辺の風景——代言人・代人・郷宿

郷宿・代人・代言人——日本弁護士史の再検討(Ⅰ)——

橋本誠一

4 代人の法廷外活動

三 代言人規則改正以後の代言人・代人（一八八〇～一八九三年）
おわりに

はじめに

一 本稿は、「非弁護士」概念を歴史分析に応用することによって、日本弁護士史の新たな一側面を浮き彫りにしようとする意図するものである。以下、その趣旨を敷衍して説明しよう。

二 周知のように、弁護士史研究に関しては、これまで諸先学によって数多くの業績が蓄積されてきた。⁽¹⁾ それらについて総括的に論及するのは本稿の目的ではない。ここでは、以下の行論に必要な限りで、従来使用されてきた「弁護士」概念について若干の整理を加えておきたい。

弁護士史において使用される「弁護士」概念は、大きく二つの類型に分けることができる。本稿では、便宜的に、それを「狭義の弁護士」（あるいは「近代的意味の弁護士」）概念、「歴史的範疇における弁護士」概念と呼ぶことにしたい（後述するように、これらは瀧川政次郎氏の用語法に倣ったものである）。

前者、すなわち「狭義の弁護士」（あるいは「近代的意味の弁護士」）概念は、歴史分析概念としての弁護士の意味を、ヨーロッパから継受された近代法体制のもとで整備された弁護士制度——一定の資格試験に合格した者に対し、国家が特定の法曹資格を付与したもの——に狭く限定するものである。たとえば、以下はその代表的なものである。

私が、東京弁護士会の命のまゝにこれを担任した所以のものは、公事師から代言人に、代言人から弁護士に発展したのではないと云ふ考を語らんが為めであつた。一般には漠然と弁護士は公事師、代言人を経て發達したかの如く考へ、世の在るものは今も尚、弁護士を公事師と云ふものがある。本講義で明にした如く、公事師は公認の制度ではなかつた。従つて、今日の非弁護士、世間に云ふ三百に相当するのであつて、公事師は決して弁護士の先祖ではない。代言人も、弁護士と共に、公許され、公認された制度であつた。今日の弁護士は国家最高の試験に登第したものである。公事師の制度に改良を加へたのではない。云はゞ、それとは全く縁のない存在であり發達である。(略) しかれば、弁護士は何処より来るか、実にそれは泰西の制度から來たのである。⁽²⁾

右の主張がはしなくも示しているように、「狭義の弁護士」概念をとることは、日本弁護士史の枠組から公事師・三百すなわち非弁護士を排除することにほかならない。しかし、このような概念把握では、とくに日本の場合、「前近代」への視点を欠き、歴史分析の手がかりを失うことになってしまう。前近代と近代を一つの歴史過程として連続的・包括的に把握するためには、「狭義の弁護士」(近代的意思の「弁護士」)よりも広い分析概念が必要とならざるをえない。

そこで本稿が着目するのは、「歴史的範疇における弁護士」概念である。まずは、この点を明確に述べる瀧川政次郎氏の所説を紹介しておきたい。すなわち、

弁護士という語を嚴格に解するならば、日本の弁護士の歴史は、明治二十六年の弁護士法の制定に始まる。しかし、弁護士なる語を広義に解して、訴訟の補助者及び法律の助言者の意に解すれば、その歴史は訴訟というものが行われた大宝・養老の律令時代にまで遡る。さらに訴訟という語を紛争解決の方法という意味にまで拡充するならば、

日本弁護士史は盟神探湯の行われた神代にまで遡り得る。歴史上に於ける弁護士なる語はまさにかかる時代的発展による変化を包含した歴史的範疇に於ける弁護士でなければならぬと考える。⁽³⁾

瀧川氏は、弁護士史を語る上で、「狭義の弁護士」概念を離れる必要を説き、より包括的な弁護士概念、すなわち「歴史的範疇における弁護士」概念を提唱する。それは、「弁護士」の意味するところを「訴訟補助者及び法律助言者」にまで拡大する。本稿は、この「歴史的範疇における弁護士」概念を積極的に継承し、前近代から近代への歴史過程を連続的・包括的に捉えようと試みるものである。

本稿は、日本弁護士史における「前近代」と「近代」の連続的把握という点に強い関心を持つている。そのような把握を可能にするのが「歴史的範疇における弁護士」概念であると考えている。この点をくり返し強調するのは、とくに以下のような事情による。実は、瀧川氏の場合、「歴史的範疇における弁護士」概念の適用は近世までにとどまっており、近代においてはもっぱら「狭義の弁護士」概念のみが使用されている。つまり、近世と近代は、方法的な意味で連続的には把握されていないのである。その限りで、歴史分析上の不徹底さを免れない。そこで本稿では、瀧川氏の業績をさらに発展的に継承するという立場から、近代においても「歴史的範疇における弁護士」概念による弁護士史分析を試みようとするものである。

三 近代において「歴史的範疇における弁護士」概念による弁護士史分析を試みるということは、より具体的に言えば「非弁護士」の存在に注目することである。それでは、ここにいう「非弁護士」とは何か。本稿では、何も法曹資格を持っていないにもかかわらず、対価・報酬等の利益を得ることを目的に、業として訴訟代理・法律事務・弁護士紹介・

紛争解決・債権回収等の行為を行う者を包括的に「非弁護士」と呼ぶことにする。一八九三（明治二六）年弁護士法制定以前（免許代言人の時代）においては、代言免許を有せずに上記業務を行なう人々を指す。具体的には、近代日本社会において、「三百代言」「三百屋」「三百師」「三百」「事件屋」「訴訟紹介人」などと俗称された人々である（以下、これらの言葉を文脈に応じて適宜使い分けるが、その意味するところは同じである）。本稿は、こうした「非弁護士」という社会的存在を歴史分析の対象とすることにより、彼らを日本弁護士史の中に位置づけ、適切な歴史的評価を与えることを意図している。その場合、説明すべき論点は少なくとも三つあると考える。

第一に、近世公事師・公事宿と近代の「非弁護士」との歴史的系譜関係について。近世公事師・公事宿は明治維新以後どのような変容を遂げたのか？そして、近代社会に広範囲に存在した「非弁護士」とどのような歴史的系譜関係を有していたのか（あるいは有していなかったのか）？

第二に、近代日本における「非弁護士」の活動実態あるいはその社会的機能について。「非弁護士」の活動実態あるいはその社会的機能についてはこれまでほとんど説明されてこなかった。しかし、その実態はきわめて多様であり、かつ当時の弁護士制度と密接な相互依存関係を有するものであった。したがって、この点についての説明は、当時の弁護士制度に関する理解をより豊富化することに貢献すると思われる。

第三に、近代弁護士法制の展開過程と「非弁護士」問題との相互規定関係について。前述のように、「非弁護士」と弁護士とは相互に密接な依存関係を有していた。そもそも「非弁護士」問題の発生を促した要因は、おもに当時の弁護士法制の在り方であった。他方、何らかの司法制度改革が実施されると、それはただちに「非弁護士」の活動に大きな影響を与え、それが反作用要因となって弁護士制度の在り方を逆規定することもあった。そのような意味で、近代弁護士法制の展開過程を分析するうえで「非弁護士」問題の考察を欠かすことはできないのである。

ただ、紙幅の都合により、以上の課題をすべて本稿で取り上げることではできない。本稿の課題はおもに第一の論点についてである。後二者については、別稿において改めて検討する予定である。

一 司法職務定制以後の代言人・代人（一八七二〜一八七六）

本章では、一八七二（明治五）年八月に司法職務定制（太政官無号達）が施行され、日本で初めて代言人・代書人・証書人などの制度が設けられて以後、一八七六（明治九）年二月に代言人規則（司法省甲第一号布達）が制定され、代言人になるためには、代言人試験に合格し免許を取得することが必要となるまでの時期を取り上げる（なお、日本弁護士史の概略については、【表一】を参照）。

1 はじめに——堺県における代書・代言人と郷宿

周知のように、江戸時代には、江戸をはじめ各地に公事宿（郷宿）が存在し、奉行所で開かれる法廷（白洲）に出廷する訴訟当事者に宿泊の便宜を提供していた。公事宿は、同時に、訴訟当事者への法的助言、代書などの私的サービスを提供するとともに、腰掛当番、差紙送達、法廷への付添、宿預先などの半公的機能も担っていた。⁽⁴⁾ 明治維新以後、こうした公事宿はどのような運命を辿ったのか。そして、司法職務定制以後整備された代言人・代書人などのいわば「新興勢力」とどのような関係を築いたのか。こうした点についての実証解明は、いまだ十分に行われていないのが現状である。

しかし、近年、非常に重要な業績が公表された。吉田正志「明治初年のある代書・代言人の日誌——『出堺日誌・第三

号』の紹介⁽⁵⁾」である。これは、明治初年の堺県聴訟課に代書人あるいは代言人として出入りしていた増井源三郎の日誌（一八七四年一月二三日〜七五年五月三一日）を紹介したものである。

吉田氏は、一八七六（明治九）年以前、訴訟支援者の多くは江戸時代の公事宿の系譜を引く者であったと推測されている。明治初年においては、近代法学の教育を受けた訴訟支援者はいまだ少数にとどまり、一般民衆が頼りとした者はやはり公事宿の系譜に連なる者だったに違いない、という。本史料は、そうした「江戸時代の公事宿の系譜」にある明治初年の訴訟援助者の活動実態を教えてくれる（四二二頁）ものと評価されている。

この日誌の執筆者「増井源三郎」について、次のような人物像が示されている。すなわち、八尾村（現大阪府八尾市）に居住しつつ、仕事に応じて堺に出てきていた。その宿泊先として「幡丈」・「西川」などが利用されているが、これらは堺の郷宿と推測される。したがって、増井は、かつてはこれらの郷宿の下代などをしていて代書人・代言人としての経験を積み、その後独立して、郷宿のいわば下請けとして活動していた者ではないかという。

次に、吉田氏は、本史料の内容に関して、以下の点を指摘しておられる。

第一に、増井は「そもそもは代書人が本業で——実際、本史料はなかなかの達筆で書かれている——、代言人の業務も次第に兼ねるようになっていったのではないかとも思われる」（四二五頁）。

第二に、「明治初年の代書人・代言人の多くが江戸時代の公事宿・郷宿の系譜を引く者であったことを前提とすると、代言人よりも代書人こそが法廷外の諸活動を主導したと判断する方がむしろ自然である」（四二六頁）。

第三に、「（代書人・代言人）の利用は当事者の任意であったにもかかわらず、相当積極的に利用されている印象を受ける」、「たとえ身分的・社会的地位が低くても、近代法の教養を身につけた一群の代言人を雇うことのできない庶民に

とつては、彼らこそ訴訟支援者として頼れる唯一の存在」であった(四二七頁)。

第四に、「代言人の活動の場が民事事件に限られていたのに比べ、代書人のそれは民事・刑事・行政全般に亘っていたといえ、当時の代書人の役割の重要性が理解できよう」(四二七頁)。

我々は、上記の点に加えて、さらに代書人・代言人の地理的活動範囲はきわめて広範囲であったということを指摘しておきたい。『出堺日誌』に登場する代書人は、確認できる限りで、三四名を数える。それを示せば、左の通りである(丸カッコ内は住所地、きっこうカッコは現在地を示す)。彼らは、日頃、和泉・河内両国全域に居住し、新たな訴訟事件が発生するたびに堺県聴訟掛まで出向き、法廷に立ったのである。彼らの活発な活動振りが容易に想像される。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 岡本 市平 (堺宿院町西〔堺市〕) | 雨森喜八郎 (堺材木町〔堺市〕) *代書兼業 |
| 白井 秀達 (堺材木町〔堺市〕) | 伍 治平 (堺錦町西〔堺市〕) |
| 岡野 治平 (堺市之町西〔堺市〕) | 奥 源次 (堺?) *代書兼業 |
| 大藪市次郎 (四条村〔東大阪市〕) *代書兼業 | 杉山 忠平 (瓜生堂村〔東大阪市〕) |
| 川中五郎平 (川中新田〔東大阪市〕) | 野口勇次郎 (四条村〔東大阪市〕) |
| 林 吉平 (横枕村〔東大阪市〕) | 増井源三郎 (八尾村〔八尾市〕) *代書兼業 |
| 辻中 源平 (南老原村〔八尾市〕) *代書兼業 | 乾 忠蔵 (太田村〔八尾市〕) |
| 植田重三郎 (上之島村〔八尾市〕) | 具野 与市 (植松村〔八尾市〕) |
| 杉本 治平 (萱振村〔八尾市〕) | 辻村伊三郎 (小松里村〔岸和田市〕) |
| 石谷 儀平 (岸和田沼村〔岸和田市〕) | 杉谷 太助 (二河原辺村〔千早赤阪村〕) |

杉谷 吉郎 (二河原辺村〔千早赤阪村〕)

弁野 小平 (湊村〔泉佐野市〕)

中谷源三郎 (大塚村〔柏原市〕) * 代書兼業

麻(鹿)野保太郎 (誉田村〔羽曳野市〕)

中谷 某 (平野山庄〔?〕)

吉田 伊一 (不明)

吉原 辻蔵 (不明)

大角 甚七 (讚良郡三ヶ村〔寝屋川市〕)

岸本 庄平 (石川郡喜志村〔富田林市〕)

中筋忠次郎 (峠村〔柏原市〕)

山下 佐七 (京都府西京下魚〔京都市〕)

今井喜八郎 (不明)

藤井一三五 (不明)

杉村 太郎 (不明)

それでは、本稿がおもなフィールドとする静岡県の場合、郷宿、代書人、代言人はどのように活動していたのだろうか。はたして、堺県と同様のイメージを結ぶことができるのだろうか。それが、本章の課題である。

2 静岡藩(県)の郷宿

まず本項では、若干時期を遡って、幕末維新期の郷宿について検討することから始めたいと思う。江戸期の府中宿(現静岡市)の郷宿については、『明治維新当時の静岡⁶⁾』中に次のような記述がある。

郷宿は近郷の村民が公用で出府した時に宿泊する所である。此に公領民の郷宿と、私領民の郷宿とがある。当時に於ける公領民の郷宿は江川町の三階屋、伝馬町の安田屋、大村屋、紺屋町の菱屋、鍛冶町の浅田屋等で。私領民の郷宿は馬場町の柏屋、此は庵原郡小島の領主松平丹後守の百姓が宿泊した所である。

これによれば、府中宿だけで少なくとも六軒の郷宿（公領民の郷宿五、私領民の郷宿一）が存在していた（実際は、後述するように、もう少し多かつたようである）。このほか東海道筋では、後述するように、藤枝、島田、中泉などに郷宿が存在していたことを確認することができる。それでは、幕末から維新时期にかけて、これら郷宿は、具体的にどのような活動を展開していたのか。以下、この点に係る資料をいくつか紹介しよう。

① 弘化四（一八四七）年七月、藤枝の郷宿・奈良屋甚四郎は、駿河国益津郡田尻北村と同郡下小田村・城之腰村・鰯ヶ島村との間の内済成立に際し、立入人として関与した。⁽⁷⁾

② 明治二（一八六九）年一月二日、島田宿大和屋勘兵衛および鈴屋機蔵は島田郡政役所に宛てて、次のような願書を提出し、従前と同様の郷宿営業の継続を求めた。⁽⁸⁾ すなわち、「外々へ御宿被仰付候てハ御取次等ハ難出来候間私共義ハ旧来御懇意之義ニ付不相替両家之内へ御村々御宿御出入被仰付度」。

③ 同年、蓮花寺池（現藤枝市）に発する新規堀川をめぐる地域紛争の過程で、島田宿郷宿大和屋勘兵衛は「紛争当事者と藩役人との間に立つて——取次的な役割を果たした。⁽⁹⁾」

これに対し、静岡藩は、明治二年から四年にかけて、郷宿に関係する達を相次いで発した。我々は、これにより、藩政期における郷宿取締方針をある程度窺い知ることができる。それは、現在確認できる限りで、以下の通りであった。明治二（一八六九）年、中泉郡政役所は、郷宿取締方の布達を発したようで、これをうけた中泉村郷宿七軒は、同年一二月（一八七〇）、中泉郡政役所に左の請書を提出した。⁽¹⁰⁾ すなわち、

一私共義当番相立、日二兩人御腰掛え相詰居、御役所御退散後見計引払可申、尤取扱残りの廉々跡当番え不洩様引継可申候

一村々諸願訴等二罷出候者、御腰掛ニテ都テ不行跡之儀無之様心附、御用済之儀被御申渡候迄ハ、暫時たり共他行等一切為致申間敷候

一御役所御用向ニテ出泉罷在候もの之内、諸願諸届ニ出候分ハ其者之名前、公事出入吟味ものにて出候分ハ訴答并ニ引合等御呼出之儀、別テ詰番え御達相成候ニ付、其者より止宿^(五)え郷宿^(五)え相達可申候」

このように、中泉郡政役所では、明治二年末に、郷宿当番による腰掛詰番制、訴答引合等呼出の詰番↓止宿郷宿への伝達制が再確認されたのである。他方、島田郡政役所における腰掛の整備等は、明治三年に入ってからのことであった。まず、明治三(一八七〇)年三月二二日、島田役所は、諸願訴の差出期限に関する達を管内村々に発した。⁽¹¹⁾それによれば、願訴の差出期限は左のように定められた。

諸願訴等、朝五ツ半時より八ツ時限り、可成丈昼前差出候様可相心得、左候得者普通之願訴者即カニも帰村可申渡候、尤難差延願訴者、右制限ニ不拘、夜中ニても差出不苦候、此廻状村名下被合受印、早々順達留り村より可相返者也

そして、同年六月六日、島田郡政役所は、役所門前に新たに腰掛を「補理」したことを管内村々に達した。⁽¹²⁾すなわち、

島田郡政御役所門前江今度腰掛補理、明七日より御開相成候ニ付而者、宿村々之もの共諸願届公事訴訟等有之罷出候ハ、其段相届、右腰掛ニ〔控へ居候様可致候其旨相心得村名下〕令請印、此廻状早々順達留より可相返もの也⁽¹³⁾

さらに、同年閏一〇月(日欠)、領内郷宿に對し、次のような申渡がなされた。⁽¹⁴⁾

申渡

一村々願訴等者、朝五ツ半時より八ツ時を限へき事

但差向候儀者、夜中迎も不苦事

一宿屋共申合、老入ツ、当番を立、日々朝五ツ半時より腰掛江相詰、御用向者勿論、諸事入念取扱、御役所退散後

引払可申事

但各村呼出差紙者、其日詰之者請持ニ致し、飛脚賃之儀者過当之賃錢不請取様実意ニ取計、兼而老里何程与価を定、御役所之聞濟を請置へし

一村々之もの共、止宿中遊興ケ間敷儀者勿論、酒相用候義ハ禁止たるへく、若不行跡之もの共於有之者、速ニ可申立且都度々々之賄一汁か一菜ニ限へき事

但飯料者、物価之高下有之ニ随而相改、其都度々々御役所江届出、且宿屋共之店先江一泊何程与掛札可致置事^(判誤不能)一宿主共諸願届書代筆被頼候共、無謂儀を書□又ハ腰押等者勿論、且村々之もの集合致居候処江子細無之迎も夫々

携間敷事

一村々之もの御用濟、帰村申付候ハ、速ニ出立可為致事

一吟味中宿預或ハ手鎖預等之ものハ、不取逃様心附、別而為慎置可申事

但手鎖預ケ之者者一六之日当人ハ勿論差添迄召連封印改可請事

一公事出入諸願筋等有之者より頼を受其筋役々江内願又者贈物等之取次致間敷若取次等致し候ハ、受納いたし候者ハ素より取次之者迄急度御所置可有之事

右之条々固く相守心得違無之様可致もの也

庚午閏十月

この申渡により、当時の郷宿は、①郷宿当番による腰掛詰番制を維持し、②詰番郷宿による差紙の送達、③止宿者への宿泊・賄いの提供、④止宿者・宿預等の者への取締り（遊興・飲酒の禁止、逃亡阻止等）、⑤諸願届書等の代筆、⑥紛争仲介（腰押等）、⑦役筋への贈物等の取次——これは藩権力によつて禁止されていたが——などの活動を行つていたことがわかる。明治三年に入つても、静岡藩領内の郷宿は、江戸期と同様の機能を担つていたのである。

さらに、廃藩置県直前の明治四（一八七二）年七月一六日、最寄惣代より、「郷宿の儀に付村々心得方」が回達された。⁽¹⁵⁾それは、郷宿飯代を一律に公定するとともに、郷宿による願書下書・加筆を禁止する従前の沙汰（発布年月日は不明）の趣旨を再達するものであった。

以廻文得貴意候然ハ

朝夕惣食代

一銀三匁七分五厘

郷宿・代人・代言人——日本弁護士史の再検討（I）——

昼食代

一銀三匁三分

(中略)

一公事出入二罷出候もの願書下業加筆等郷宿并手代共へ申付候義ハ決テ不相成旨御役所より兼々御沙汰之次第も御座候間此段御心得可被成候

これら一連の資料によつて、静岡藩領内では、少なくとも廃藩置県までは郷宿が活動していたことを確認することができる。それでは廃藩置県以後、これら郷宿はどういう運命を辿つたのか。それが次の問題である。結論的には、廃藩置県以後も、郷宿の活動は継続していた――若干の機能変化はあつたようだが――といふことは言える。その事実を示しているのが、「郷宿毛附帳」(明治六年)といふ資料である。⁽¹⁶⁾これは、大覚寺下村(現焼津市)の榎田氏が残した郷宿泊記録である。すなわち、

覚

二月九日夕

静岡

一壹分

八はた屋

同月十日朝

一壹分

同

四月九日昼

嶋田

一壹分

瓦屋

藤枝

一壹分

ならや

地券二付

一壹分

同

右同断

六月十四日

静岡

一貳分

八はたや

地券二付

これによれば、一八七三（明治六）年当時でも、八幡屋（静岡）、奈良屋（藤枝）、瓦屋（島田）などの郷宿が依然営業を続けており、公用のため地方役所に向向いた人々に宿泊の便宜を提供していたことが分かる。恐らく、その宿泊客の中には、訴訟のために地方役所に向向いた者もいたことだろう。

また、この時期の郷宿が、地方行政機能の末端を担い続けていたことを窺わせる資料も存在する。勝山庄司家（中川根町）の所蔵文書「〔第六大区十二小区扱所〕日記」¹⁷⁾がそれである。同「日記」中の一八七四（明治七）年一二月の記事を見ると、次のような件がある。

十二月十二日晴風

郷宿・代人・代言人——日本弁護士史の再検討（一）——

(中略)

一 官員中野義則殿帳簿為説諭本日午後七時ニ当村江御着ニ相成候事

右御出迎として副戸長甚三郎殿地名村罷出島田宿ヨリ途中御案内として瓦屋太左衛門御供ニ而参り候事

一夜ニ入候而も青部村始小区内地名村笹間渡村身成村当村江役々之者出張無之ニ付右村々江尚至急廻達差出ス

一 官員中野義則殿本家江御泊ニ相成候事瓦屋^{例説不能}□も同断

十二月十三日晴

一 官員中野義則殿於扱所ニ小区内罷出候者江帳簿ノ御説諭御聞候事

一 義則殿御説諭相濟候ニ付本日午後二時頃ニ当村御出立下り舟ニ而島田宿江御帰り相成瓦屋御供致し候事」

ここに登場する、県庁官員の道案内として島田宿から同行してきた瓦屋太左衛門とは、前述の島田宿の郷宿・瓦屋の主人ではないかと推測される。そしてその後も、瓦屋は、何度か十二小区扱所を訪れている（残念ながら、その用向の子細は不明である）。

3 静岡県の代言人

次に本項では、司法職務定制期の代言人について検討する。ここで取り上げるのは、司法職務定制によって制度化された代言人が、静岡県内——この時期の静岡県は旧駿河国一國を管轄するのみ——でどのように活動していたのか、という問題についてである。

静岡県（一八七六年までは旧駿河一國を管轄）における近代的な裁判所制度の確立過程は、【表2】に示したとおりで

ある。そこに示されているように、静岡県内で近代的な裁判所制度が確立するのは、一八七六（明治九）年以後のことであった。それ以前は、県庁役人が裁判事務を担当していた。

この時期における静岡県内の代言人に関する資料は、管見の限りで、わずかしが存在しない。そうした中で、左に紹介するのは、貴重な資料の一つである。これによれば、当時の民事訴訟は大区扱所で受理されていたことが分かる。出訴後に内済が成立した場合も、済口証文は大区扱所に提出された。そして、こうした一連の手続に代言人が関与していたのである。¹⁸⁾

第七大区三小区益津郡大村新田

被告人 早川 俊蔵

” 松永 次平

” 松永清兵衛

” 古屋善之丞

” 押尾 惣平

田地代金並作徳米金滞一件済口答

右者第六大区七小区治兵衛長次右衛門請所農原川久四郎代原川太八郎より田地代金並作徳米金滞之義訴出候ニ付今般御呼出之御状拜見仕原告人江熟談済方仕候趣申上候益津郡大村新田農善蔵所持之田地去々安政五年中原告人原川久四郎江買取之田地作徳米金重々相滞未夕皆済無之ニ付猶又当御扱所江及出訴候ニ付御取調中之処城之腰村松村惣五郎成沢村小林忠三郎兩人立入取扱ニ而是迄差纏候勘定尚精算之上双方示談行届熟談済口之趣意左之通但卯辰兩年之儀者別段御調奉願候也

本金千三十拾兩之処追々入金引去り

残金百八拾兩貳歩永升六文四分

右之内金五兩也 今般示談ニ付勘弁引

引残金百七拾五兩貳歩永升六文四分 示談金

右金原告人原川久四郎江渡し方之儀者当一月三十一日限り当御扱所江相納即日御同所より原川久四郎江御下ケ

渡ニ相成候事但金子請取候節書類相渡可申候

明治七年一月八日

早川 俊蔵

（外四名略）

前書被告人早川俊蔵外四人より申上候通熟談済方仕候ニ付此上対決之御裁判不奉願候

第六大区七小区志太郡治兵衛長次右衛門請所原川久四郎代

明治七年一月八日

原告人 原川太八郎

同大区同郡石津村

代言人 小林善右衛門

第六七大区御扱所

前書済口之外卯辰兩年出来之儀者仁科伝三郎並押尾惣平兩人江別段御取調奉願候也

右原川久四郎代 原川太八郎

右代言人 小林善右衛門

なお、ここに登場する代言人・小林善右衛門は、一八七六（明治九）年免許代言人制度の導入以後、代言人免許を取得することはなかったようである。⁽¹⁹⁾

二 代言人規則以後の代言人・代人（一八七六〜一八八〇年）

一八七六（明治九）年代言人規則（司法省甲第一号布達）が制定され、新たに免許代言人制度が導入された。本章の課題は、こうした免許代言人が地域社会のなかにどのように参入し、地域社会はこれをどのように受容したのか、という問題である。

1 免許代言人の登場

周知のように、一八七六（明治九）年代言人規則は、代言人試験に合格した者に代言人免許を与えたとともに（免許代言人制度）、代言人の職務を「訟庭ニ於テ其訴答往復書中ノ趣意ヲ弁明シ裁判官ノ問ニ答フル」（第八条）と定めた。他方、代言人規則の「布達但書」は、次のような規定を置いた。すなわち、来る四月一日以後において、代言人がおらず、かつ本人が疾病・事故などのやむを得ない場合には、その至親（父子兄弟叔姪）⁽²⁰⁾が本人に代わることができる。もし至親がない場合には、区戸長の証書をもって相当の代人を出廷させることができる、というのである。

要するに、代言人規則は、原則として訴訟代理行為を免許代言人の独占業務とし、例外的な事由がある場合に限り、代人の出廷を認めていた。それでは、このような規定は、地域社会のなかではどのように運用されていたのだろうか。

左に紹介する資料は、免許代理人・鈴木泰蔵が静岡県第六・七大区事務所に宛てて送付した文書である。⁽²¹⁾

静岡両替町三丁目平民

免許代理人 鈴木泰蔵

小愚先般蒙司法省ノ許可当静岡裁判所代言職務ヲ行ヒ罷在自今所用多端加ルニ性質多病ニ付代言御頼ノ人エ謝絶書差出置候向も有之然ルニ或ハ該謝絶書ハ売捌モ、ノ様ニ心得ル人モ有之哉中ニハ代言免許アラサル人エ本人ヨリ直ニ代人ノ約定ヲナシ該所区戸長ノ調印之レアル書類ヲ以テ己ニ出庭ヲナサントスルノ際定刻ノ過ル等ヲ口実トシ御場所控所其他ノ居所ヨリ金札等ヲ封シ込シ一片ノ書翰ヲ添使ヲ以テ謝絶書ヲ求ルノ儀有之右ハ代言人ノ義ニ付明治九年司法省甲第一号御布達ノ趣ニ抵触シ職務上ノ権理ヲ冒^(ママ)読シ不都合ニ御座候間御区内エ御教示被為在候様御扱被下度此段及御照会候也

右

明治十年七月十六日

鈴木泰蔵印

静岡県第六七大区事務所御中

ここに登場する免許代理人・鈴木泰蔵は、一八七七(明治一〇)年、静岡で代言人免許を取得し、翌七八年七月、代言結社可進舎の設立と同時にその舎員となった。同年一〇月、病気のため可進舎を退舎するも、七九年一月、静岡札ノ辻町に事務所を置き、再び代言業を執った。⁽²²⁾ 察するに、前掲資料は、鈴木が代言人免許を取得して間もない時期に書か

れたものである。我々は、この資料から、以下のような事実を指摘することができる。

①静岡地方裁判所では、代言免許を持たない者が代人として出廷する場合、代言人が出廷できないことを証明する文書（謝絶書）を提出しなければならなかった。⁽²³⁾

②他方、訴訟代理を依頼する者の数が多かつたにもかかわらず、代言人の絶対数は少なく、需要に見合う法的サービスは提供されていなかった。

③その結果、訴訟当事者が直接代人に訴訟代理を依頼する場合が少なくなかった。

④そのため、代人が免許代言人に対して証明文書（謝絶書）の交付を金銭をもって要求するという状況も生まれていた。免許代言人・鈴木泰蔵は、こうした状況を踏まえ、大区事務所に代言人規則の周知方を求めたのである。少なくとも鈴木泰蔵の場合、訴訟代理行為が免許代言人の独占業務となっていたとは言い難く、代人の肩書きを持つ人々によってかなり蚕食されていたようである。

2 代人の訴訟代理

それでは、こうした現象は、ひとり鈴木泰蔵の周辺にとどまるものであったのか、それとも——少なくとも静岡県では——一般的に見られる現象だったのか。

【表3】は、新聞記事をもとに、当時の訴訟事件を整理したものである。この表からうかがえるのは、代人の存在の大きさである。表中に複数回登場する武田松之介、飯塚九左衛門、渡辺萬右衛門、水谷亥之輔といった人物は代人を業としていたのではないかと推測される。とくに水谷亥之輔は、東京で出版された足立重吉『代言人評判記』（一八八三年

刊行)中に静岡の代言人としてその名が挙げられている人物である。⁽²⁴⁾ 実は、水谷は、免許代言人ではない——奥平昌洪、代言人免許年度一覽表⁽²⁵⁾に水谷の名は見当たらない——のだが、訴訟代理業の世界では東京にまで勇名をはせる人物であつたようである。

こうした代人の活躍ぶりを県当局は、どのように見ていたのか。一八七八（明治一一）年九月三日、静岡県令大迫貞清は、区戸長宛に乙第一一三号諭達を発し、代言人規則の趣旨に即した取り扱いを求めた。すなわち、

民事訴訟原告本人疾病事故等ニテ自ら出頭難致代言人ニ委託スヘキニ事実不都合之義有之節ハ明治九年司法省甲第壹号布達但書ニ照シ至親又ハ相当ノ代人差出候際戸長於テ其事由並代人等精査可致之処無其儀容易ニ保証候ハ不都合之事ニ候条厚ク注意可致此旨諭達候事⁽²⁶⁾

以上見てきたように、代人による訴訟代理行為は、少なくとも静岡県内では、かなり普遍的に見られる現象であつたといえる。その意味で、当該時期の静岡県においては、免許代言人の訴訟代理に係る業務独占はいまだ確立していなかつたのである。

3 裁判所周辺の風景——代言人・代人・郷宿

我々は、前項までのところで、訴訟代理行為をめぐって代理人と免許代言人が競合している事実を指摘した。本項では、より視野を拡大し、裁判所の周辺で活動する人々（代言人・代人・郷宿）の実態を追究したいと思う。

本項の結論を先取りして言えば、当時の裁判所の運営システム、そこに関わる代言人・代人等の活動ぶりは、近世における奉行所と公事師・公事宿のそれをほぼそのまま継承したものであったといふことができる。すなわち、静岡裁判所（おそらく門前）には腰掛があり、そこに日常的に「茶番」が詰め、裁判所を訪れる訴訟当事者の受付・応対をしていた。茶番は呼出状の送達業務も請け負っていた。また、遠方から裁判所を訪れる訴訟当事者は、従前と同様に、郷宿に宿泊していた。

ただ従前と異なるのは、茶番として腰掛に詰めるのは必ずしも郷宿の人間というわけではなかったということである。たとえば浜松の場合、腰掛に詰めることを許されたのは代書人だけであった。静岡でも、茶番の中には代言人や代書人の業務を兼業する者がいた。これらの事実を窺わせるのが、左の一連の新聞記事である。

「静岡裁判所の御腰掛にて茶番と代言と兼対でやって居る某先生が四五日前に御勸解の御呼出御状を持って東西と名宛を尋ねたが訳ら無く該町の区長様の御宅へ聞た」⁽²⁸⁾

「下田では——引用者）裁判所は稲田寺といへる巨利を仮借せり郷宿はあれとも訴訟人は太た稀にして殆となきものゝ如し」⁽²⁹⁾

「浜松裁判所の腰掛は代書人が十名と確定し故刳られた人は縁もつゝきもない人の差添やらやまだしの被告の代人杯になりて依然出掛ると申ことだか充分憤鼻禪を堅く緊て遣て貰ひ鯛との投書」⁽³⁰⁾

「豆州下田港の景況（略）区裁判所蕭然として腰掛に人を見ざる事多し」⁽³¹⁾

「沼津よりの郵書に同所の代言人は何れも青菜に塩と云ふ様子追々人民が敏こくになりて代言人に乗る者が少くなり

し故なりと」⁽³²⁾

郷宿については、さらに敷衍して述べておく必要があるだろう。現在、我々が確認できる限りで、幕末維新期の静岡（府中宿）には少なくとも八軒の郷宿（三階屋、安田屋、大村屋、菱屋、浅田屋、柏屋、袋屋、八幡屋）が存在した。

このうち、袋屋は、江戸時代から引き続き大正期まで宿屋としての営業を継続した。袋屋は、もともと「黄八丈の夜具が三組くらいしかなくて、あとは木綿のゴツゴツした布団だった」⁽³³⁾ そうだが、日清戦争以後には、軍人や政党人が出入りする宿屋として再び繁盛するようになったという。⁽³⁴⁾ 他方、三階屋は、間口十間、奥行き二十間もある大きな郷宿であつたが、一八七六（明治九）年、同地敷地には静岡郵便局が建てられたという。⁽³⁵⁾

郷宿の多くは、三階屋のように、早い時期に消滅したのではないだろうか。廃藩置県以後も長く存続した場合でも、袋屋のように、もっぱら宿泊施設として営業を継続し、必ずしも訴訟支援活動を継続したわけではなかったと思われる。⁽³⁵⁾ 我々は、郷宿が担っていた訴訟支援機能は、新しく登場した人々（代言人・代人等）によって代替されたのではないかと考えている。

4 代人の法廷外活動

前項で、当該時期における訴訟支援活動の中心的担い手は、旧来の郷宿から新しい職業集団（代言人・代人等）に移行しつつあつたのではないかと推測した。そこで本項では、とくに代人の活動についてより多面的にとらえるため、彼らの法廷外活動について検討を加えたいと思う。まず最初に、【事例①】を紹介しよう。

事例①

第四大区六ノ小区有度郡中島村の大幡初蔵と云者は、高松村の清右衛門といふ人へ拾三カ年以前砂糖を売、代金三拾円の証文ありし故、代言人を頼んで高松村の清右衛門方江数度掛合に及びければ、清右衛門当惑限りなく如何せんと案したるに、不図右三十円の請取証を見出し、全く其節皆済に相違無れは、初蔵今は申訳も無くつぐつに済しが、右の掛合に頼みし代言人数日掛合の内入用日当金二拾円は初蔵の丸損に成つたとの嘶し、こんなばかばかしい事はあり升舞³⁶

これは、債権者が売掛代金回収業務を「代言人」——これが文字通り「免許代言人」を意味しているのかは不明だが——に依頼しているケースである。わずか数日間の掛合い（督促）のために、代言人に日当が二〇円も支払われているのが興味深い。

次に紹介する【事例②】は、田地取戻し訴訟をめぐる訴訟代理依頼の事例である。依頼を受けたのは——新聞記事も「都合の事の沢山ある静岡の代言（否）代書人」と書いているように——免許代言人ではなかった。おそらく代書人に対して「代人」の肩書きをもって訴訟代理を行うように依頼したものであろう。それゆえ、依頼を受けた代書人は、裁判所に提出する書類に代人規則の定める戸長奥印を受けなければならなかったのである（しかし、戸長は奥印をしなかった）。

事例②

駿河国有度郡下足洗村堀某の後家おときハ、去る九年十一月中本家へ返りたるに、分家の弥次郎兵衛（略）ハ兼ておときの本家へ持行きし田地に目を掛け居りし故、間も無く己れハ隠居して、おときの亡父の跡を相続せしが、何

か事故ありて田地を取り損じたるものと見へ、此頃愆心再発してシカモ不都合の事の沢山ある静岡の代言(否)代書人に、今度本家何右衛門へ係る田地取戻しの一件ハ平におた野み申ますと云ふを、手もなく受込みしが、イザ事務所へ奥印となると戸長が印をせぬので、⁽³⁷⁾ 代言人が困つて居る

ところで、次の【事例③】は、呉服町の「何々舎」という結社に所属する代人が債権回収訴訟の依頼を受けたという事例である。これは、当該代人が相手方の口車に乗つて、双方代理に近い行爲を行った挙句、だまされてしまったという面白い内容であるが、ここで強調しておきたいのは、代人のなかには結社を組織して業務を展開する者もいたという事実である(この点については後述する)。当該時期における代人の社会的存在形態を語るとき、このような組織性は無視できない重要な一側面といえるだろう。

事例③

高知県土族福田智賢と云ふ人は、諸所へ丈量に雇れ、既に本州庵原郡中河内村にては殊の外に盡力し、同所の戸長青木格三郎へ係り、其の入費を請とる事になつて居たが、何分出金せず、無拠今度呉服町の何々舎へ依頼し、福田は代人を出して格三郎へ係り請求をする、其の金高は百廿円なれど、本人の手取は七十円の約束にて、其の余の金は代人の物とすべき約定をして、四五日前に右の内金廿円を受取り、跡十円は直に渡して、跡の四十円は来る十日に済せる証書をとる積りの処、格三郎が彼の原告代人へ三千円の出入を該舎へ依頼する故、十円を立替て舎中の金を以て一時原告へ渡して呉ると頼まれ、ツイ格三郎の手管にはめられ、オット承知と渡したが、三千円の出入とは

影も形も無き事が知れて破談となつたと云ふ⁽³⁸⁾

さて、次の【事例④】は、代人業務の在り方を窺わせる資料として重要である。原告・鈴木勘兵衛（遠州金谷河原町居住）の代人（静岡居住）は、身代限の宣告を受けた被告・酒井仙吉（遠州金谷河原町居住）のもとを訪ねたところ不在であった。そこで、その翌日には静岡に戻り、裁判所に同人の召喚を願ひ出たが、召喚日にも不参であつたという事例である。前出の【事例①】からも窺へることだが、依頼人から事件処理を依頼される場合、代人はたんに訴訟代理のみを受任するのではなく、それに係る渉外事務一般も含めて受任するというのが一般的ではなかつたかと想像される。

事例④

遠州金谷河原町の酒井仙吉は明治四年中同町鈴木勘兵衛より金拾貳両貳分三朱と永四拾文借受けたるに返済方滞りたるより此程願付られ身代限になると原告の代人ははるばる河原町迄出掛け仙吉を尋ねたるに仙吉は留守にて待ども待てども帰らねば翌る日本意なくも静岡へ戻り右の始末を以て再びお呼出を願たるに又当日も不参したので終にお引立となりしに家に居らぬ趣を其筋から申立たので抛ろなく一卜先願下けと成つた⁽³⁹⁾

最後にもう一つ事例を紹介しておこう。【事例⑤】である。前出の【資料④】も併せて見ていただきたい。これらを見ると、静岡で営業する代人の活動範囲——依頼人の地理的範囲——は、島田宿（事例⑤）から金谷宿（事例④）まで、かなり広範囲に及んでいたことが分かる。

事例⑤

駿州志太郡島田宿の桜井国蔵と云ふ人は同郡石津村丸山六右衛門の二男亀吉を養子に貰ひたしとして種々手を盡せしに六右衛門は(略)堅く断りしを去る明治十年の事とか亀吉が静岡へ出て来て居を幸ひ国蔵はどう相談したか直ぐ我が家へ連帰り親の六右衛門へ云々と跡で知らせ無理に養子に貰ひ受けしが其後何の事もなく暮らし居る中子細ありて此頃離縁せんと云ひ出せしかバ六右衛門は承知せず色々葛藤かれて近所の人も中へ入り手を換へ品をかへ夫々談判はしたものと云ひお互いに勢い強くなかなかまとまりが付かず仕方のない儘親類の蒔田藤兵衛は静岡追手町の山崎亀吉といふ者に頼み掛合せしが此者の手際にも行かず上魚町の飯島三省といふ人へ依頼し願立をせんとせしに三省の云へるやう仮令ひ戸主にあらざるも養子取戻し杯は容易の事ならず総理代人の委任状を申受けたしと云ふに任せて委任状を渡し此事首尾能くゆく時は何程の謝金を渡すとか貰ふとかの約定迄ありし処堂やら其約束も相違せしと見へ亀吉は腹立の儘自訴せし⁽⁴⁰⁾

最後に、当時の代人と結社との関係について再度言及しておこう。この時期の静岡には、「折善社」(一八七七年設立)、「可進舎」(一八七八年七月設立)⁽⁴¹⁾などの代言結社が存在した。そのうち「可進舎」は、【表4】に示したように、免許代言人(高田敬義⁽⁴¹⁾、鈴木泰蔵、若林好徳)⁽⁴²⁾と無免許代言人(畔柳時行、深浦藤太郎)⁽⁴⁴⁾の両方の人々によって組織されていた。一八八六(明治一九)年、大阪代言人組合から静岡代言人組合に移ってきた井上敬三郎の場合も、一八七四(明治七)年から大阪府下で代言結社を組織し、代言人の免許を有しないにもかかわらず、訴訟代理業(訴訟代言業)を営んでいた。その後、一八八〇(明治一三)年に至って初めて、代言人免許を取得したのである。⁽⁴⁵⁾

このように、代人と代言人は一つの結社に組織され、共同で訴訟代理業(訴訟代言業)を営む場合があった。こうし

た代人と代言人の共同を可能にした社会的要因の一つとして、当時の社会ではいまだ訴訟代理業が代言人の独占業務として確立していなかったことがあげられるのではないか。

三 代言人規則改正以後の代言人・代人（一八八〇〜一八九三年）

一八八〇（明治一三）年五月、代言人規則改正（司法省甲第一号布達）が公布され、各地方裁判所管内の代言人組合への加入が義務付けられるとともに、代言人試験も、毎年二回、司法省から各地方検事に問題を送り試験を行なうという統一方式に改められた。

この代言人規則改正と同日に公布されたのが、「代言人規則改正ニ付詞訟代人心得方」（司法省甲第二号布達）である。これは、原告または引合人等が疾病・事故のために法廷に出頭できない場合、または免許代言人がいなかったり、または免許代言人に代言を委任するのが困難な事情がある場合には、区戸長の公証をもって親屬または相当の者を代人とすることができる、とした。その一方で、代人たる者は一事件を限り受任しなければならない、もし二件以上を受任し、または詞訟を教唆し私利を営む等のことがある場合には、裁判官は直ちにその代人を停止しなければならない、と定められた。この後段の部分が新たに追加された規定である。これは、明らかに代人の肩書きをもって訴訟代理業を営む者を法廷から排除することを目的として、当該代人に対する出廷差止権を裁判官に付与するものであった。

同様の趣旨は、その後、一八八四（明治一七）年一月二四日、「詞訟代人心得方改正」（太政官第一号布達）によって再達された。すなわち、「詞訟又ハ勸解ニ付、已ムラ得ス代人ヲ出サントスル者ハ、親屬又ハ相当ノ者ヲ撰ミ、管轄裁判所ノ許可ヲ受ク可シ、但代人タル者同時ニ二人以上ヨリ二件以上ヲ受任シ、其他不適当ノ所為アリト認ムル時ハ、裁判

所ニ於テ之ヲ差止ムルコトアル可シ」と。

それでは、こうした法令の公布によつて裁判実務はどのように変化したのであろうか。それを窺わせる資料を次に紹介しよう。「代言人規則改正ニ付詞訟代人心得方」が公布されてからおよそ二年後、一八八二（明治一五）年八月二九日、静岡県令大迫貞清は次のような諭告を發した。⁽⁴⁶⁾

明治十三年司法省甲第貳号布達（「代言人規則改正ニ付詞訟代人心得方」——引用者）ヲ以代人規則改正相成候処、以来詞訟代人ハ一事件ニ限り他ノ委頼ヲ引受ケ得ザルヲ以、往々総理代人ト称シ一人ニテ数件ヲ負担シ、其実総理ニ非スシテ特ニ詞訟上之代人タルニ止リ、只管過分ノ日当ヲ貪ル者不少、間ニハ其代人タル者総理ノ委任状ヲ得タルヲ奇貨トシ、本人ノ名義ヲ以金員ヲ借入シ又ハ本人ノ財産ヲ売却スル等本人意外ノ処置ヲナシ、大ニ本人ノ迷惑ヲ致ス者有之趣相聞、右ハ畢竟本人於テ之レカ依頼ヲ為スニ際シ、総理ト部理ノ権限ヲ明瞭ニ弁セサルヨリ釀成スル弊害ニシテ妄ニ委任状ヲ渡スノ結果ニ候条、一般人民於テ凡詞訟事件ニ付妄ニ総理代ノ委任状ヲ相渡ザル様篤ト注意ヲ加へ、後害ヲ収メザルコト緊要タルヘシ、此旨諭告候事

これによれば、「代言人規則改正ニ付詞訟代人心得方」公布以後、訴訟代理のみを委任される代人（部理代人）は、実際に、法廷への出廷を差止められることがあつたようである。こうした規制の強まりに対して、代人業を営む人々は、依頼人から総理代人の委任状を取り付けることで対抗した。なぜ、これが対抗策となりえたのか。その間の事情を説明しているのが、元老院議官渡辺清の「地方巡察報告書」である。その一節を引用しよう。

詞訟代人ハ戸長ノ公証ヲ要シ、一事件ノ外之ヲ許サ、ルノ成規ナリ、然ルニ近来総理代人ノ名称ヲ濫用シ、一人ニシテ数件ヲ代訴ス、今夫レ代人規則タル総理代ヲ委任スル場合ニ於テ些ノ制限ナク、一通ノ委任状ヲ授受スルマテ、戸長ノ公証モ要セサレハ、狡黠ノ徒詞訟代人ノ成規ヲ紊シ奸計ヲ成スニ最モ便利ナリトス⁽⁴⁷⁾

つまり、総理代人⁽⁴⁸⁾は、部理代人⁽⁴⁹⁾と異なり、一度総理代人の委任状を受理すれば、訴訟代理をなす場合でも戸長の公証は不要であつた。そこで代人業を営む人々は、総理代人の肩書きを持つて複数事件を受任しようとしたのである。

このように、この時期においてもなお、代人の訴訟代理活動が広範囲に行われていたという事実は、実際の判決文からも確認することができる。とくに以下の判決（一八八二年一月一日静岡始審裁判所判決）は、「代言人」「代人」「当日代人」など多様な人物が法廷に登場している点で興味深いものである。⁽⁵⁰⁾

〔欄外朱書
「始第四百四十六号」〕

（裁許用野紙）

裁判言渡

静岡県駿河国益津郡石脇村人民総代同村平民原川惣作柴山兵藏塩澤藤一代代人

同国安倍郡静岡本通壱丁目七番地寄留東京府士族

（付箋）

原告 高田敬義

当日代人橋本定静

同国浜当目村平民原田久藏外式拾八名代人

同国有度郡静岡紺屋町寄留福岡県士族

被告 萩谷澄人 (付箋)
当日代人望月柳吉

同国益津郡浜当目村平民堀川喜右衛門外式拾九名代人同村平民

被告 原田秋之助

永小作引揚争論ノ詞訟審問ヲ遂クル処 (以下略)

ここに登場する代人二人のうち、原田秋之助は被告村方住民三〇名を代表する、いわば村民惣代の立場に立つ者であった。これに対し、もう一人の代人、萩谷澄人は業として訴訟代理を行う者であったと推測される。他方、「当日代人」の肩書で登場する二人の人物は、判決言渡当日、代言人や代人に代わって出廷していたのではないだろうか。

おわりに

以上述べてきたことは、おもに静岡地方裁判所管轄地域を対象とするものであった。しかし、そこで指摘した代人による訴訟代理活動は、全国的に確認できる現象でもあった。

たとえば、『大審院民事判決録』を見ると、一八八四(明治一七)年一月から三月までの三カ月間に大審院で判決が下された事件数は一五七件、うち代人が立っている事件数は四五件を数える。この四五件のうち、業として訴訟代理を引き受ける代人が何人いたのか不明である。しかし、わずか三カ月の間でも、同じ代人が複数の事件を引き受けているケースや、控訴審で出廷を差し止められたにもかかわらず、大審院でも代人として出廷しているケース⁽⁵¹⁾などがあつた。こうしたことから推測すれば、一八八〇年代前半(明治一〇年代後半)の時期、代人の肩書をもって訴訟代理業を営む者

が、大審院段階でも相当数活躍していたと思われる。

さらに、『地方巡察使復命書』⁽⁵³⁾をみれば、全国各地で代人の活動する様子が具体的に報告されている。それをまとめたものが【表5】である。ここでは、そのうちの一つを紹介しておこう。一八八三(明治一六)年、陸羽地方を巡察した元老院議員関口隆吉がまとめた「詞訟代人ノ儀ニ付上申」(明治十六年甲部巡察使上申書第四号)⁽⁵⁴⁾の一節である。

地方人民ノ幸福ヲ傷リ社会ノ風俗ヲ紊タス最モ憎ムヘキノ甚シキモノニアリ、其一ハ代人營業者、其一ハ博徒ナリ、(略)凡ソ代人ヲ以テ營業ト為スモノハ、概シテ市井無頼ノ徒ニシテ、元來學識ナク廉恥ナク且忍耐勉強ノ氣力ニ乏シ、故ニ一業ヲ修メテ生計ヲナスノ志シナク、法律ヲ講究シ代言人ノ試験ニ応スルノ望ミナシ、但タ裁判所ノ腰掛ニ時日ヲ消シ、郷宿ニ出入シ、郷野素朴ノ人民ヲ引掛ケ、誇テ代人タランコトヲ求メ、奸詐ヲ是レ事トシ、不当ノ利ヲ貪ルヲ勤ム、故ニ裁判所アル地方ニ於テハ、此等ノ徒必ス蝟集輻輳シ、或ハ僻陬ノ村落漁浦ヲ徘徊シテ愚夫痴婦ヲ弄絡シ、争訟ヲ教唆シ、其事ヤ一言ニシテ足ルヘキヲ左右ニ寄せ数月ノ久キヲ経ルアリ、或ハ父子兄弟夫婦ヲ離間シテ詞訟ヲ起サシメ、其倫理ヲ紊シ、風俗ヲ害スルノ甚シキアリ、且ツ夫此徒多クハ高利貸ヲ兼業シ、又ハ高利貸ト通謀シ、其所為詐欺取財ニ均シキモノ多シ、(中略)警察官及ヒ裁判官モ其奸ヲ知ラサルニアラスト雖モ、法律規則未タ全カラス、而シテ彼ノ徒狡黠ナル巧ニ法網ヲ潜リ変幻自在如何トモスル能ハス、今此ノ取締ヲ為サ、レハ其害毒ノ各地ニ蔓延スル、恰モ伝染病ノ如シ、(中略)按スルニ速ニ詞訟代人取締法ヲ制定シ、其害毒ヲ撲滅スルハ今日ノ急務ナリ、然リト雖モ法律嚴密ナレハ奸人亦タ緻密ノ法網ヲ脱スルノ手段從テ巧ナルヲ以テ、単ニ代人取締法ヲ制シ其弊害ヲ防キ得ヘキニアラス、因テ一面ハ法律ヲ布キ一面ハ地方官行政上適宜取締方法ヲ設クルヲ許シ、郡村及ヒ警察官吏ヲシテ各町村人民ヲ戒訓シ、各自警シメシムルコト猶ホ伝染病予防法ニ於ル如クスヘシ(後略)

このように、一八八〇年代代人規則改正以後も、全国的に代人による訴訟代理が一般的に行われており、とても免許代言人の業務独占が確立したといえる状況にはなかった。当時の法廷は、免許代言人と代人によって空間が共有されていたのである。

しかし、その後、代人の姿は法廷から消えていく（残念ながら、その時期は特定できないが）。そして、法廷内の活動は代言人・弁護士の独占業務行為として確立していく。ただ、法廷外には代人たちの活動の余地は広く残されていた。法廷外の法律事務一般については、代言人規則も弁護士法も何も規定していなかったからである。

かくして、代言人・弁護士がもつばら法廷内の訴訟代理・刑事弁護を独占し、法廷外では非弁護士たちが活発に一般法律事務を担うという分業関係が確立する。こうした社会的実態の成立を背景として、彼ら非弁護士たちに与えられたのが「三百屋」「三百」などの蔑称であった。この新たな段階における非弁護士の実態を解明するのは、別稿の課題としたい。

（三六）

注

（一）本稿においておもに参考とした文献を以下に掲げておきたい（本文中で参照したものは除く）。

- 弁護士史の通史に関わるものとして、司法省編纂『司法沿革誌』法曹会、一九三九年、東京弁護士会編『弁護士史』東京弁護士会、一九三九年、日本弁護士連合会編『日本弁護士沿革史』日本弁護士連合会、一九五九年、法曹百年史編纂委員会編『法曹百年史』法曹公論社、一九六九年、日本弁護士連合会編『弁護士百年』日本弁護士連合会、一九七六年、松井康浩『日本弁護士論』日本評論社、一九九〇年、宮川光治・那須弘平他編『変革の中の弁護士（その理念と実践）』上、有斐閣、一九九二年、等。

弁護士の個人史に関わるものとして、海野晋吉著・潮見俊隆編『ある弁護士の歩み』日本評論社、一九六八年、「弁護士海

野晋吉」刊行委員会編『弁護士海野晋吉』同刊行委員会、一九七二年、菅野勘助追想録刊行会編『弁護士菅野勘助』同刊行会、一九七八年、森長英三郎『日本弁護士列伝』社会思想社、一九八四年、杉之原舜一『波瀾萬丈・一弁護士の回想』日本評論社、一九九一年、村上二博他編『日本法曹界人物事典』弁護士篇第六、九卷、ゆまに書房、一九九六年、川口由彦編著『明治・大正町の法曹―但馬豊岡弁護士馬袋鶴之助の日々』、法政大学現代法研究所、二〇〇一年、等。

都道府県弁護士会史として、静岡県弁護士会編『静岡県弁護士会史』静岡県弁護士会、一九八四年、広島弁護士会編『広島弁護士会史』広島弁護士会、一九八六年、大阪府弁護士会編『大阪府弁護士会史』大阪府弁護士会、一九八九年、名古屋弁護士会編『名古屋弁護士会史（戦前編）』名古屋弁護士会、一九九三年、等。

準法曹に関わるものとして、日本司法書士会連合会編『日本司法書士史―明治・大正・昭和』ぎょうせい、一九八一年、埼玉訴訟研究会編『司法書士と登記業務―いわゆる登記職域訴訟をめぐって』民事法研究会、一九九一年、東京司法書士会会史編纂室編『東京司法書士会史』上巻、東京司法書士会、一九九八年、等。

研究・論文としては、村上二博「近代日本の在野法曹とその評伝」(『日本法曹界人物事典』別巻、ゆまに書房、一九九六年、所収)、村上二博「近代的代言人の登場―児玉淳一郎と中定勝―」(『法律論叢』第七〇巻二、三号、一九九七年一月)、高橋良彰「取引社会と紛争解決」、水林彪他編『法社会史』山川出版社、二〇〇一年、四八一頁以下、拙稿「弁護士鈴木信雄と近代地域社会」(1)〜(4・完)、『法政研究(静岡大学)』第五卷三・四号、第六卷一号、三・四号、第八卷一号、二〇〇一年三月〜二〇〇三年一〇月、等。

(2) 角田幸吉「日本弁護士史講義案―代言人時代以前―」、東京弁護士会編『弁護士史』東京弁護士会、一九三九年、三九〜四〇頁。

(3) 瀧川政次郎「日本弁護士史概説」、同『公事師・公事宿の研究』赤坂書店、一九八四年、五九頁。

- (4) 近世の公事宿については、瀧川・前掲書のほか、高橋敏『江戸の訴訟』岩波書店、一九九六年、竹末広美『日光の司法・御仕置と公事宿』随想舎、二〇〇一年、等を参照。なお、建築物として現存する郷宿については、以下を参照。郷宿田儀屋(島根県指定文化財、島根県大森町) <http://www.iwamigin.or.jp/ginshin/ginzan/yado.html>、中仙道柏原宿郷宿跡 <http://www.amy.hi-ho.ne.jp/d08343/nsd/f32603b.html>
- (5) 吉田正志「明治初年のある代書・代言人の日誌——『出塚日誌・第三号』の紹介——」、服藤弘司先生傘寿記念論文集刊行会編『日本法制史論纂——紛争処理と統治システム——』創文社、二〇〇〇年、四一九〜五四四頁。近年の研究動向についても詳しい紹介がなされている。なお、以下における本書からの引用は、本文中に頁数のみを注記した。
- (6) 『明治維新当時の静岡〈静岡市史編纂資料第四巻〉』静岡市役所、一九二七年、二二二頁。
- (7) 弘化四年七月「為取替議定一札之事」(水産庁中央水産研究所所蔵瀧口家文書、『焼津市史』資料編三・近世、焼津市、二〇〇二年、六〇一頁以下、所収)。
- (8) 『静岡県史』資料編一六・近現代一、静岡県、一九八九年、九三頁。
- (9) 清水実編著「蓮花寺池一件手続書」(静岡県立藤枝北高等学校自體祭PTA展、一九八六年二月)。
- (10) 『静岡県史』資料編一六・近現代一、九三頁。なお、資料の引用に当たっては、適宜、句読点等を付した。以下同じ。
- (11) 神奈川大学日本常民文化研究所蔵「御用留」(城之腰村)。
- (12) 神奈川大学日本常民文化研究所蔵「御用留」(城之腰村)。
- (13) 本資料と同内容のものが、『静岡県史』資料編一六・近現代一、一三四頁、に掲載されているが、両者の文面には若干の異同がある。『静岡県史』掲載資料と比較すると、本資料には、本文中に()で示した部分の欠落があることが分かる。なお、日光県(明治二年二月設置)では、「日光町郷宿八軒」、「石橋宿郷宿十八軒」を指定するとともに、「腰掛規則」が定められ

たという(前掲・竹末広美『日光の司法・御仕置と公事宿』一五四頁)。

(14) 榎田弥男家所蔵文書。

(15) 『静岡県史』資料編一六・近現代一、一三七頁。

(16) 焼津市立図書館所蔵大覚寺下村関係文書。

(17) 静岡県榛原郡中川根町の勝山庄司家で所蔵されてきた「第六大区十二小区扱所」日記」は、明治七年一〇月から明治九年一二月まで間に記載された小区扱所の公務日誌である。それは、記録者の意見や感想を交えず、簡潔明瞭な文章で淡々と事実を記録しているが、読む者にきわめて豊かで興味深い歴史的事実を示してくれる。残念ながらすでに原本は焼失してしまつたが、幸いにも複写が残されている(複写資料は静岡県歴史文化情報センターで閲覧することができる)。

(18) 一八七四(明治七)年一月八日「田地代金並作徳米金滞一件済口答」(焼津市歴史民俗資料館所蔵大村新田関係文書)。

(19) 拙稿「静岡県弁護士・代言人名一覽」、『静岡県近代史研究』第二四号、一九九八年一〇月、六一〜八四頁、参照。

(20) 代人の根拠規定は、一八七三(明治六)年六月一八日代人規則(太政官第二一五号布告)である。同規則は、「何人ニ限ラス己レノ名義ヲ以テ其事ヲ代理セシムルノ権アルヘシ」、「代人ハ心術正実ニシテ二十歳以上ノ者ヲ撰ムベシ」、「代人ハ総理代人・部理代人ノ別アリ」、「総理代人ハ其本人身上諸般ノ事務ヲ代理スル者ニシテ、部理代人ハ特ニ其委任スル部内事務ヲ代理スルヲ得ル者トス」、「本人ヨリ代人ヲ任シ他人ト契約取引等ヲ為ント欲スル時ハ必ス実印ヲ押シタル委任状ヲ与フ可シ」、「委任状ハ総理代人又ハ部理代人タル事及ヒ其委任シタル権限ヲ明白ニ記載スヘシ」などと規定する。

その後、一八七六(明治九)年四月一〇日、司法省甲第四号布達により、①一般人民の雇人は、一〇カ月以上継続して雇い置いた者に限り、「至親」同様に代人となすことができる。②すべて代人並びに代言人を出す場合には、委任状を渡し、または訴状に奥書をなすべきことが達せられた。

- (21) 焼津市立図書館所蔵大覚寺下村関係文書。
- (22) 前掲・拙稿「静岡県代言人・弁護士人名一覽」七四頁。
- (23) 一八七三(明治六)年七月一七日に公布された「訴答文例並付録」(太政官第二四七号布告)は、その第三二条第三項において、「訴訟中原告人又ハ代言人ノ疾病事故ニ因テ仮リノ代言人ヲ出ス時ハ、原告人又ハ代言ヨリ仮ノ代言人ニ依頼スルノ証書ヲ出ス可シ、若シ証書ナケレハ仮リノ代言人ト為スコトヲ許サス」と定めている。本文中にいわゆる「謝絶書」は、この規定に基づいて裁判所への提出が求められたものと思われる。
- (24) 村上博他編『日本法曹界人物事典』第六卷、ゆまに書房、一九九六年、所収。
- (25) 奥平昌洪『日本弁護士史』巖南堂書店、一九一四年、所収。
- (26) 『静岡新聞』第三七三号、一八七八年九月六日付。
- (27) 当時の呼出状の一例を紹介しておこう(焼津市歴史民俗資料館所蔵旧斉藤家文書)。
〔朱書〕
〔ツ始執第十八号〕

益津郡城之腰村盛運社々長

鈴木利右衛門

右ハ狩野銀蔵ヨリ係ル取込金執行事件ニ付相尋義有之候条来ル升七日午前第九時当裁判所へ出頭可致者也

明治十七年二月廿一日

静岡始審裁判所印

ところで、この呼出状の欄外に「送達賃金三十銭」という記載がある。推測するに、腰掛に詰めていた「茶番」は、裁判所から呼出状の送達依頼を受け、当事者にそれを送り届けたときに、送達先から欄外記載の「送達賃金三十銭」を受領して

いたのではないだろうか。この推測が正しければ、当該時期の呼出状の送達費用は、江戸時代と同様に受領先の負担であったことになる。

- (28) 『静岡新聞』第一三三号、一八七七年五月二日付。
- (29) 『静岡新聞』第二八一号、一八七八年三月八日付。
- (30) 『静岡新聞』第二九一号、一八七八年三月二八日付。
- (31) 『静岡新聞』第三五七号、一八七八年八月九日付。
- (32) 『静岡新聞』第三六一号、一八七八年八月一七日付。
- (33) 海野数馬『聞也荘閑話』政教社、一九六四年、一頁以下。海野は、戦前、静岡県選出の代議士（政友会）として活躍した人物である。郷宿・袋屋は海野の実家であった。
- (34) <http://www.asahi-net.or.jp/KW2Y-UESG/jin/ogusijinja/sinjyou.htm>
- (35) ちなみに栃木県では、一八七三（明治六）年、郷宿は完全に消滅したという（前掲・竹末広美『日光の司法・御仕置と公事宿』一五五頁）。
- (36) 『静岡新聞』第一三四号、一八七七年五月四日付。
- (37) 『静岡新聞』第四八五号、一八七九年一月二五日付。
- (38) 『静岡新聞』第四九六号、一八七九年二月八日付。
- (39) 『静岡新聞』第六〇二号、一八七九年六月一九日付。
- (40) 『静岡新聞』第六〇四号、一八七九年六月二一日付。
- (41) 高田敬義は、京都寺町今出川に生まれる。幼少より宇田淵氏に就き教育を受ける。明治五年東京に出て、安井息軒等の諸大

家の門に遊ぶ。九年一月静岡地方裁判所創設に際し、司法省書記を命ぜられる。一一年三月代言人試験に合格。同年七月同志とともに代言結社「可進舎」を設立。同社は本社を静岡呉服町一丁目、支社を浜松伝馬町に置き、東京の聞天社・中立社とも気脈を通じて代言社会の弊風矯正を図る。一四年一月静岡代言人組合会長となる。同年六月代言継続願を失し、代言人資格消滅。一五年一月代言人免許を再取得。同年再び代言人組合会長に推薦され、以後三年間継続する。一九年静岡県に籍を転ず。同年代言人組合会長に三度推薦され、以後三年間継続する。二二年大同派に加盟し、同年秋静岡に大同倶楽部を設置し常議員となる。二三年春静岡市会議員に当選。同年有志家の推薦により第一区衆議院議員候補者となるも落選。その後、立憲自由党に加盟。静岡市二番町に居住。二九年三月二日死去。(前掲・拙稿「静岡県代言人・弁護士人名一覽」七五頁。)

(42) 若林好徳は、弘化二年生まれ。明治二年小島奉行支配割付。六年清水魚町で漢学塾を開く。同年庵原郡辻村小学校長。八年安倍郡麻機南村聖楽寺寄留。一一年静岡で代言人免許を取得。一一年七月代言結社「可進舎」設立と同時に浜松支舎に所属する。一二年六月退舎。同年代言結社「涉明社」社長。一三年代言結社「靖共社」社長。のち沼津上土町で開業。三四年死去。(前掲・拙稿「静岡県代言人・弁護士人名一覽」八三頁。)

(43) 畔柳時行は、弘化四年一月京都大学町に生まれる。幼名讓。父時政は幕府の小吏。初め文武講習所に入り、もっぱら漢学の句読を習う。慶応三年遊撃隊に編入され、徳川慶喜の大阪入城に随従する。慶応四年一月鳥羽伏見の戦いに参戦。大阪城に敗走するも、すでに慶喜は海路江戸城へ帰還していたため、再び京都へ戻る。同地で身柄を軍務官に拘束され、次いで尾張藩に預けられたが、ついに罪に問われず放免される。旧幕臣で編成された平安隊に編入。明治二年東京に出て、大学博士頼復氏の門に入り、もっぱら漢籍を講究。三年二月刑部省出仕。四年七月刑部省廃止・司法省設置とともに、同省出仕。廃藩置県後、広島県に転任、一二等出仕・聴訟課長を命ぜられる。七年一二月司法省九等出仕に補せられ、山梨裁判所に在勤。

八年三月二級判事補に任ぜられ、静岡裁判所に転勤。一一年静岡区裁判所長・判事補を辞職。同年七月代言結社「可進舎」を設立し（本舎・静岡市呉服町一丁目、支舎・浜松駅伝馬町）、自ら「仮舎長」となる。一三年代言人規則改正により代言人をして代言結社を組織することが禁止されたため、「可進舎」を解散。その後東京に行き、同年一二月東京で代言人免許を取
得、東京代言人組合に入る。（前掲・拙稿「静岡県代言人・弁護士人名一覽」七一頁。）

(44) 深浦藤太郎は、安政三年九月熊本県熊本市聲取坂町に生まれる。六歳から漢籍を学ぶ。明治九年熊本県出仕。のち職を辞して東京に出る。士官学校への入学を希望するも果たせず。一〇年二月警視庁に禄仕。同年三月西南戦争への従軍を請い、警視別働隊に入る。同年八月復員後、文武学校の助教となり、漢学を授ける。一一年四月警視鎮撫隊に属し、再び西南戦争に参戦。出京の途次、静岡の地で友人に抑留され、当地で代言結社「可進舎」に入舎。一三年代言人免許を取得。前島豊太郎、大江孝之らと謀り、静陵社を設け、各所で政談演説会を開く。一四年掛川に転住。一八年再び静岡に帰り、馬場町に居住する。当時、「刑事弁護の如き若し貧者なれば則ち君自から為に費用を弁し其冤枉伸ひ無罪放免となるや路程の遠近に随ひ旅費を給して帰途に就しむ而して明治二十二年より二十三年に至る僅々二歳の間君の弁護に因り刑事被告人の無罪放免を得たる者実に二十余人の多きに至れり」（『嶽陽名士伝』九八三頁）と評された。その後、三二年判事に任ぜられ、翌年検事に転じる。同年辞職して再び弁護士となり、静岡市馬場町に事務所を設ける。（前掲・拙稿「静岡県代言人・弁護士人名一覽」七九頁。）

(45) 井上敬三郎は、嘉永六年三月尾張国春日井郡鍛冶ケ一色に生まれる。祖父勇三は名古屋藩に仕えるも、父三右衛門は士籍を脱して帰商。幼年より郷師に就き学業を修め、一五歳で京都に赴く。明治元年四月名古屋藩土田宮如雲の部下に属し、東征軍に加わる。同年九月田宮如雲が美濃国太田駅の北地総管所長に任命されたため、これに随行。その後、病気のため除隊。四年志すところあつて各地を遍歴。五年五月大阪に至り、翌年五月大阪府選卒に任ぜられる。七年八月辞職。同年一二月京

都府士族鶴飼茂承と謀り大阪府下で詞訟代言業を始める。九年大阪府北区今井町三番地に本籍を移し、もっぱら詞訟に従事する（ただし、『日本弁護士史』によれば、九年当時において代言人免許を取得していたのは鶴飼茂承だけである）。一二年富山県新川郡犬島村豪農武内彦市より親戚一同に対する暴行詐欺事件に係わる。一三年五月代言人規則改正にともない、同年八月大阪裁判所で代言人試験を受験し合格。同年一二月大阪代言人組合に加入。これ以後、東京・金沢・富山等の代言人組合の組合員あるいは客員となる。一七年二月菅生初雄、服部猛彦らとともに富山に法律事務所「伸権舎」を設立する。しかし、富山代言人組合所属の代言人から代言人規則違反の告発を受け、富山軽罪裁判所で六カ月間の代言営業停止判決を受ける。同年富山代言人組合を脱し、再び大阪代言人組合に加入。その後、富山県新川郡浦山村と同郡笠破村外二ヶ村の間で起こった山地区域故障解除請求訴訟の上告審のため数カ月間東京に滞在。同年一〇月静岡代言人組合客員となる。一九年九月大阪代言人組合を脱し、静岡代言人組合に加入。二二年六月静岡市宮ヶ崎町に転籍し、翌二三年五月静岡市七間町に共益社（活版所）を起こす。のち市会議員となる。三七年五月一九日死去。（前掲・拙稿「静岡県代言人・弁護士人名一覽」六七頁。）

(46) 大房敬家文書「県公報」。

(47) 元老院議官渡辺清「地方巡察報告書一」、我部政男編『明治十五年明治十六年地方巡察使復命書』上、三一書房、一九八〇年、四九八頁。

(48) 当時、代人規則に基づき総理代人を選任した場合には、新聞広告によって公示されることが多かった。たとえば、左の通りである。

(1) 『静岡新聞』第五二三号、一八七九年三月一六日付

静岡県第五大区荻小区安倍郡井ノ宮村平民山田春吉惣理代人

同県第四大区五小区静岡江尻町寄留平民

志村祐吉

今般拙者山田春吉惣理代被及依頼候間此段広告仕候也

明治十二年三月十三日

右

志村祐吉

(2) 『静岡新聞』第五五八号、一八七九年四月二九日付

總理委任証

- 一 拙者多病ニ付実弟清水寛七ヲ以テ總理代人ト相定メ拙者名義ヲ以テ百事委任ス
- 一 公用其他村町用家事向百事右委任ノ証如件

静岡県駿河国志太郡玉取村八拾四番地平民

明治十二年四月廿五日

勝山鉄五郎 印

(49) 部理代人の委任状の一例として、左の資料を挙げておこう（焼津市歴史民俗資料館所蔵旧斉藤家文書）。

委任状之事

- 一 拙者事故有之齊藤清左衛門ヲ以部理代人ト致シ左之権限ノ事ヲ代理委任候事
 - 一 拙者先代永田孫兵衛及齊藤清左衛門兩名ヨリ藤枝宿旧左車町平民宇野鉄蔵工賃金返済期限延滞ニ付貸金証書面ニ基キ抵当物引渡シ方請求及該件ニ係ル取計ヒ向悉皆
- 右委任致候事

静岡県下駿河国志太郡道悦島村平民永田孫兵衛相統人

明治十八年三月

永田惣太郎

郷宿・代人・代言人——日本弁護士史の再検討（I）——

(50) 塩沢義郎家文書、拙稿「資料紹介・浜当目村永小作地訴訟関係資料」『焼津市史研究』創刊号、二〇〇〇年三月、五二～五三頁、参照。

(51) 東京府南豊島郡に住所を持つ下條和なる人物は、一八八四（明治一七）年一月二六日判決言渡の事件で上告人吉田義久（山梨県西山梨郡相川村）の代人を務めている（『大審院民事判決録』（明治一七年自一月至三月、三七頁）。さらに、同年二月一日判決言渡の事件でも、上告人小林茂平（山梨県北巨摩郡）の代人を務めている（同一八八頁）。

(52) 一八八四（明治一七）年三月三日判決言渡の事件で上告人森山逸八郎（新潟県中頸城郡）の代人を務めた渡辺藤吉（新潟県中頸城郡）は、新潟始審裁判所高田支庁で行われた控訴審において代人としての活動を差し止められたが、再び大審院の法廷に立っている（『大審院民事判決録』（明治一七年自一月至三月、三八二頁）。

(53) 我部政男編『明治十五年明治十六年地方巡察使復命書』上・下、三一書房、一九八〇年、一九八一年。

(54) 前掲『地方巡察使復命書』上、四五五頁以下。

【表1】日本弁護士史略年表

| | |
|------------------------|--|
| <p>明治5年 (1872)</p> | <p>8/3 司法職務定制 (太政官無号達、9月1日施行) *第10章「証書人・代書人・代言人」の職制を定める。 証書人＝「田畑家屋等不動産ノ売買貸借及生存中所持物ヲ人ニ贈与スル約定書ニ奥印」 代書人＝「各人民ノ訴状ヲ調成」、代言人＝「〔本人〕ニ代リ其訴ノ事情ヲ陳述」 *司法省裁判所(聴訟・断獄の2課を置く)、(出張裁判所)、府県裁判所、区裁判所を置く。</p> |
| <p>1873年 (明治6)</p> | <p>1/- 各府県官の裁判事務見聞を差し許す (司法省) 4/28 爾来、郵便等による訴状差出の節は一切取り上げず焼却すべき旨を達す (司法省) 6/18 代人規則 (太政官第215号布告) *「何人ニ限ラス己レノ名義ヲ以テ其事ヲ代理セシムルノ権アルヘシ」 *「代人ハ心術正実ニシテ二十一歳以上ノ者ヲ撰ムベシ」 *「代人ハ総理代人部理代人ノ別アリ総理代人ハ其本人身上諸般ノ事務ヲ代理スル者ニシテ部理代人ハ特ニ其委任スル部内事務ヲ代理スルヲ得ル者トス」 *「本人ヨリ代人ヲ任シ他人ト契約取引等ヲ為ント欲スル時ハ必ス実印ヲ押シタル委任状ヲ与フ可シ」 *「委任状ハ総理代人又ハ部理代人タル事及ヒ其委任シタル権限ヲ明白ニ記載スヘシ」 7/17 訴答文例並付録 (太政官第247号布告) 第3条「原告人訴状ヲ作ルハ必ス代書人ヲ撰ミ代書セシメ自ラ書スルコトヲ得ス」 第30条「原告人ノ情願ニ因テ代言人ヲシテ代言セシムルコトヲ許ス…」 第32条第1項「訴訟ニ関係スル書類ハ(略)原告人ノ撰ヒタル代書人ヲシテ代書セシメ…」 第32条第3項「訴訟中原告人又ハ代言人ノ疾病事故ニ因テ仮リノ代言人ヲ出ス時ハ原告人又ハ代言ヨリ仮ノ代言人ニ依頼スルノ証書ヲ出ス可シ若シ証書ナケレハ仮リノ代言人ト為スコトヲ許サス」</p> |
| <p>1874年</p> | <p>7/14 訴答文例改正《代書人用方改定》(太政官第75号布告) 「代書人ヲ撰ミ代書セシムル共又ハ代書人ヲ用ヒスシテ自書スル共總テ本人ノ情願ニ任ス」</p> |
| <p>1876年</p> | <p>2/22 代言人規則 (司法省甲第1号布達) *代言人試験に合格した者に代言人免許を与える(免許代言人制度)。 *代言人は「訟庭ニ於テ其訴答往復書中ノ趣意ヲ弁明シ裁判官ノ問ニ答フル者トス」(第8条) *来る4月1日以後に代言人がおらず、かつ本人が疾病・事故などのやむを得ない場合には、その至親(父子兄弟叔姪)が本人に代わることができる。もし至親がない場合には、区戸長の証書をもって相当の代人を出廷させることができる(布達但書)。</p> |

| | |
|-------|---|
| 1876年 | 4/10 司法省甲第4号布達 *一般人民の雇人は、10カ月以上継続して雇い置いた者に限り、「至親」同様に代人となすことができる。 *すべて代人並びに代言人を出す場合には委任状を渡し、または訴状に奥書をなすべし。 |
| 1880年 | 5/13 代言人規則改正(司法省甲第1号布達) *代言人試験は毎年2回司法省から各地方検事に問題を送り試験を行なう。 |
| | 5/13 代言人規則改正二付詞訟代人心得方(司法省甲第2号布達) *原被告または引合人等が疾病・事故のために法廷に出頭できない場合、または免許代言人がいなかったり、または免許代言人に代言を委任するのが困難な事情がある場合には、区戸長の公証をもって親属または相当の者を代人とすることができる。しかし、その代人たる者は、一事件を限り受任しなければならない。もし二件以上を受任し、または詞訟を教唆し私利を営む等のある場合には、裁判官は直ちにその代人を停止しなければならない。 |
| 1881年 | 12/2 大審院、諸裁判所所属代言人規則を定む |
| 1882年 | 1/1 治罪法施行(免許代言人による刑事弁護開始) |
| | 1/9 裁判所所属代言人のいない場所では、当分の内、弁護人を用いなくても刑の言渡を無効としない。 |
| 1883年 | 5/24 義務ノ証書ニ付代人ヲ相手取出訴スル者取扱方(司法省丁第18号達) |
| 1884年 | 1/24 詞訟代人心得方改正(太政官第1号布達) *「詞訟又ハ勸解ニ付已ムヲ得ス代人ヲ出サントスル者ハ親属又ハ相当ノ者ヲ撰ミ管轄裁判所ノ許可ヲ受ク可シ但代人タル者同時ニ二人以上ヨリ二件以上ヲ受任シ其他不適當ノ所為アリト認ムル時ハ裁判所ニ於テ之ヲ差止ムルコトアル可シ」 |
| 1886年 | 8/13 公証人規則(法律第2号) |
| 1890年 | 2/8 裁判所構成法(法律第6号、11月1日施行) |
| | 3/27 民事訴訟法(法律第29号、1891年1月1日施行) |
| | 8/1 執達吏登用規則 |
| 1893年 | 3/3 弁護士法(法律第7号、いわゆる旧々弁護士法) 第1条「弁護士ハ当事者ノ委任ヲ受ケ又ハ裁判所ノ命令ニ從ヒ通常裁判所ニ於テ法律ニ定メタル職務ヲ行フモノトス」 |
| 1898年 | 6/21 民法施行法(法律第11号、同法第9条により代人規則廃止) |
| | 6/21 非訟事件手続法(法律第14号) 第6条第1項「事件ノ関係人訴訟能力者ヲシテ代理セシムルコトヲ得但自身出頭ヲ命セラレタルトキハ此限ニ在ラス」 第6条第2項「裁判所ハ弁護士ニ非スシテ代理ヲ營業トスル者ニ排斥ヲ命スルコトヲ得此命令ニ對シテハ不服ヲ申立ルコトヲ得ス」 |

| | |
|-------|---|
| 1913年 | 4/5 裁判所構成法改正 (法律第6号) * 区裁判所の民事管轄を200円から500円に、刑事管轄を有期懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪にまで拡張。 * 上告はすべて大審院管轄とし、裁判所の構成員たる判事を大審院5人、控訴院3人とする。 * 司法大臣は、裁判事務上必要なる時は、控訴院又は大審院の決議により判事に転所を命ずることができる。 |
| | 4/5 裁判所廃止及名称変更二関スル件 (法律第8号) * 区裁判所120余箇所(全区裁判所数の約4割)を廃止。静岡県内では、藤枝、吉原、掛川各区裁判所廃止。 |
| 1915年 | 6/17 大審院判決〔裁判外における債権の取立は弁護士の職務範囲に属しない〕 |
| 1919年 | 4/9 司法代書人法 (法律第48号) 第9条「司法代書人ハ其ノ業務ノ範囲ヲを超エテ他人間ノ訴訟其ノ他ノ事件ニ関与スルコトヲ得ス」 |
| | 6/11 司法代書人法施行細則 (司法省令第9号) |
| 1920年 | 11/25 行政代書人規則 (内務省令第40号) |
| 1926年 | 4/10 「暴力行為等処罰ニ関スル法律」 (法律第60号) |
| | 4/24 改正民事訴訟法 (法律第61号) |
| | 4/24 民事訴訟法中改正法律施行令 (法律第62号) |
| 1933年 | 4/28 弁護士法 (法律第53号、いわゆる旧弁護士法) 第1条「弁護士ハ当事者其ノ他ノ関係人ノ委嘱又ハ官公庁ノ選任ニ因リ訴訟ニ関スル行為其ノ他一般ノ法律事務ヲ行フコトヲ職務トス」 |
| | 4/28 「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」 (法律第54号) 第1条「弁護士ニ非ザル者ハ報酬ヲ得ル目的ヲ以テ他人間ノ訴訟事件ニ関シ又ハ他人間ノ非訟事件ノ紛議ニ関シテ鑑定、代理、仲裁若ハ和解ヲ為シ又ハ此等ノ周旋ヲ為ス業トスルコトヲ得ズ但シ正当ノ業務ニ付随シテ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ」 |
| | 第2条「何人ヲ問ハズ他人ノ権利ヲ譲受ケ訴訟其ノ他ノ手段ニ依リ其ノ権利ノ実行ヲ為スコトヲ業トスルコトヲ得ズ」 |
| 1935年 | 4/2 弁護士法改正 (法律第34号) |
| | 4/2 司法代書人法中司法代書人を司法書士と改むる件 (法律第36号) |
| | 4/9 司法代書人法施行細則中司法代書人を司法書士と改称 (司法省令第20号) |
| 1936年 | 2/7 弁護士試験実務修習規則 (司法省令第2号) |
| | 3/30 弁護士試験考試規則 (司法省令第11号) |
| 1949年 | 6/10 弁護士法 (法律第205号) 第3条第1項「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及訴願、審査の請求、異議の申立等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行なうことを職務とする。」 |
| | 8/31 弁護士会登記令 (政令第321号) |

| | |
|-------|--------------------------------|
| 1950年 | 5/22 司法書士法(法律第197号) |
| 2001年 | 6/8 弁護士法改正(法律第41号、2002年4月1日施行) |

注)『法令全書』により作成。

【表2】静岡県における裁判所制度の確立

| 年次 | 事項 ¹ |
|--|--|
| 明治5年 (1872) | 8/3 府県裁判所の設置を定める(司法職務定制) ² |
| | 8/12 足柄に裁判所を置く |
| | 8/25 足柄裁判所管内に韭山区裁判所を置く |
| | 10/27 静岡・浜松に裁判所を置く(開庁に至らず中止) |
| 1873年 | 6/14 静岡県、邏卒取締規則・取締規則・邏卒自守規則を定め、管内6カ所に屯所設置 ³ |
| 1875年 | 5/24 静岡・浜松は東京上等裁判所の管轄となる |
| 1876年 | 3/17 韭山裁判所を田方区裁判所(足柄裁判所管内)と改称 |
| | 4/1 足柄裁判所支庁を韭山に置く |
| | 5/3 足柄裁判所を廃止 |
| | 5/9 旧足柄裁判所の事務で伊豆国に関わるものは静岡県に属す |
| | 9/13 府県裁判所を廃し、静岡に地方裁判所を置くことを定める(静岡・山梨両県を管轄) |
| | 10/27 静岡裁判所管内に甲府支庁、静岡・浜松・韭山、甲府・谷村(甲斐国)の5区裁判所設置 |
| | 11/10 五等判事中山錫胤を静岡裁判所長に任命(～明治14年1月29日) |
| | 12/9 浜松区裁判所開庁、事務取扱を開始(所長堀口貞遵判事補)。所轄は遠江国山名・周智・豊田・磐田・長上・敷智・引佐・麩玉・浜名の9郡〔残り遠江国佐野郡・城東郡・榛原郡の3郡は静岡区裁判所の管轄〕 ⁴ |
| | 12/12 静岡裁判所管内韭山区裁判所を廃し、沼津・下田の2区裁判所を置く |
| | 1877年 |
| 4/2 静岡裁判所揭示 ⁵ | |
| ①訴状〔提出〕は午前9時より10時までを限りとする。ただし、至急の事件はこの限りでない。 商法上の要訣、身代限り揭示満期に迫り追訴等のごときものは、休曜日でも訴状提出できる。 | |
| ②午前9時に召集された者がその時間を過ぎた場合、午後3時まで に参衙した者は「遅参」とし、午後3時後に至る者は「不参」とする。 | |
| ③延期願の日が満ちた場合、原被両者が参衙すべき時間は満了日当日午前10時を限りとする。遅参・不参は前条に同じ。 | |
| ④遅参・不参の料金は必ず即納する。やむを得ない事故がある場合には、居村町への往復日間を与える。しかし、別に延期を許さず、直ちに身代限りをもって徴収する。 | |
| 4/2 静岡裁判所管内浜松区裁判所を改め支庁とする | |
| 1878年 | 6/14 静岡裁判所、新築庁舎に移転〔翌15日より開庁、事務取扱開始〕 ⁶ |
| | 6/17 県令大迫貞清、静岡区裁判所新築落成につき、判事補畔柳時行を所長に任命(静岡県甲第84号) ⁷ |

| | |
|-------|---|
| 1889年 | 10/19 治安裁判所出張所位置及び管轄区域表を定める〔従前の登記所は治安裁判所開庁前日をもって廃止〕 |
|-------|---|

- 1 明治5年までを旧暦で記載し、明治6年以降は太陽暦を使用した。
- 2 以下、とくに注記しない場合は、『司法沿革誌』、『法令全書』による。
- 3 焼津市立図書館所蔵方ノ上村関係文書「御用留」。
- 4 『重新静岡新聞』第65号、1876年12月9日付。
- 5 『静岡新聞』第121号、1877年4月8日付。
- 6 『静岡新聞』第328号、1878年6月12日付。
- 7 『静岡新聞』第334号、1878年6月24日付。
- 8 大房敬家文書「県公報」。
- 9 大房敬家文書「県公報」。
- 10 山本英子家文書「県公報」。
- 11 山本英子家文書「県公報」。

【表3】 代言人・代人の訴訟代理

| 判決年月日 | 裁判所 | 原告 | 被告 | 出典 |
|--------------|---------|----------|----------|----------------|
| 1877. 4. 27 | 沼津区裁判所 | 代人内田新吾 | ○ | 静岡新聞77. 5. 2 |
| 1877. 4. 27 | (静岡裁判所) | 代人横山伴一 | 代人斉藤宗平 | 静岡新聞77. 6. 20 |
| 1877. 4. 27 | (静岡裁判所) | 代人前田嘉七郎 | ○ | 静岡新聞77. 7. 30 |
| 1878. 2. 28 | 東京上等裁判所 | ○ | 総代人古屋典義 | 静岡新聞78. 3. 16 |
| 1878. 3. 25 | 沼津区裁判所 | 代人武田松之介 | 代人渡辺萬右衛門 | 静岡新聞78. 4. 4 |
| 1878. 4. 13 | 沼津区裁判所 | 代人武田松之介 | ○ | 静岡新聞78. 4. 24 |
| 1878. 5. 6 | 沼津区裁判所 | ○ | ○ | 静岡新聞78. 5. 15 |
| 1878. 5. 28 | 東京上等裁判所 | 代言人前島豊太郎 | 総理代人大橋蔵人 | 静岡新聞78. 6. 2 |
| 1878. 6. 13 | 大 審 院 | 代人谷口竹治郎 | (大橋蔵人) | 静岡新聞78. 6. 24 |
| 1878. 6. 15 | (静岡裁判所) | 代人飯塚九左衛門 | ○ | 静岡新聞78. 6. 28 |
| 1878. 6. 27 | (静岡裁判所) | 代人秋田政福 | 代人水谷亥之輔 | 静岡新聞78. 7. 6 |
| | (静岡裁判所) | 代人都筑 興 | 代人水谷亥之輔 | 静岡新聞78. 7. 22 |
| 1878. 7. 30 | (静岡裁判所) | 代人柴田敦正 | 代人多賀周助 | 静岡新聞78. 8. 9 |
| 1878. 8. 21 | (静岡裁判所) | 代人千葉安治郎 | ○ | 静岡新聞78. 8. 29 |
| 1878. 9. 28 | 東京上等裁判所 | 代人鮎亮平外1名 | 代人渡辺萬右衛門 | 静岡新聞78. 10. 3 |
| 1878. 10. 25 | 東京上等裁判所 | 代言人松田秀雄 | 部理代人大橋讓 | 静岡新聞78. 11. 28 |
| 1878. 11. 25 | 東京上等裁判所 | 代人多賀周介 | 代人保野誠之助 | 静岡新聞78. 12. 6 |
| 1878. 11. 28 | 東京上等裁判所 | ○ | 代言人鴨志田直 | 静岡新聞78. 12. 15 |
| 1879. 1. 19 | 静岡区裁判所 | 代人飯塚九左衛門 | 不明 | 静岡新聞79. 1. 28 |
| 1879. 2. 24 | 東京上等裁判所 | 代言人鴨志田直 | 代言人上島重威 | 静岡新聞79. 3. 4 |
| | 静岡区裁判所 | ○ | 代人大石幸吉 | 静岡新聞79. 4. 29 |
| 1879. 5. 31 | 沼津区裁判所 | 代人樋口信俊 | 代人武田松之助 | 静岡新聞79. 6. 6 |
| 1879. 6. 17 | (静岡裁判所) | 代言人高田敬義 | 代人八木栄造 | 静岡新聞79. 6. 20 |

(注1) 表中の○は、原告または被告本人が出廷していることを示す。

(注2) 「裁判所」欄の(静岡裁判所)は推定であることを示す。

(注3) 静岡県で開業した代言人の中で経歴の判明する者は以下の通りである。

■前島豊太郎は、天保6年7月5日駿河国有度郡古庄村に生まれる。明治5年1月第44区戸長を命ぜられるも、戸長職を藩士鈴木にゆずり、副戸長となる。1873(明治6)年8月神道大成教々会支社長。10月静岡県15等出仕。74年2月出仕を免ぜられると同時に、東京遊成教々会支社長。10月静岡県15等出仕。74年2月出仕を免ぜられると同時に、東京遊学。76年代言人規則の頒布にともない代言人試験を受験・合格。同年7月東京裁判所所属代言人となる。77年静岡呉服町4丁目に代言結社「扱善社」開設(80年5月解散)。78年10月静岡県議員に当選するも辞退。80年8月県会議員となる。81年10月新聞社「扱眠社」を設立し、『東海晝鐘新報』を創刊。81年12月静岡地方裁判所は讒謗律違反事件で禁獄3年の刑を言渡す。82年3月上告棄却により下獄。85年2月仮出獄。89年2月憲法発布と同時に大赦令が出るや、静岡地方裁判所検事石川重玄に代言復業を請願。同年8月1日より代言人資格を回復し、静岡代言人組合に入る。90年静岡代言人組合長となる。同年7月衆議院議員選挙に立候補するも落選。1900年3月13日死去。前掲拙稿「静岡県代言人・弁護士人名一覧」80頁。

■高田敬義については、本文注④参照。

【表4】可進舎会員の異動

| | |
|-------|---|
| 畔柳時行 | 1878年判事補辞職。→同年7月「可進舎」設立、「仮舎長」就任。 →1880年12月代言人免許取得。 |
| 高田敬義 | 1878年3月代言人免許取得。 →同年7月「可進舎」設立に参加。 |
| 深浦藤太郎 | 1878年「可進舎」設立に参加。 →1880年代言人免許取得。 |
| 鈴木泰蔵 | 1877年代言人免許取得。 →1878年「可進舎」設立に参加。 |
| 若林好徳 | 1878年3月代言人免許取得。 →同年7月「可進舎」(浜松支舎)設立に参加。 |

(注) 拙稿「静岡県代言人・弁護士人名一覧」(『静岡県近代史研究』24、1998年10月、所収)により作成。

【表5】地方巡察使復命書〔代言人・代書人記事抜粋〕

| 管轄裁判所等 | 報 告 内 容 | 報 告 書 | 出 典 |
|--------|---|--|--------------|
| 陸羽地方十県 | <p>代言人ノ弊ハ從來極メテ甚シカリシモ法律ノ矩約改正ノ後ハ大ニ其面目ヲ改メ免許代言ノ資格ハ著シク進歩シ宮城控訴裁判所ノ如キハ最モ之ヲ称揚ス其他諸県トモ情況皆大同小異ノ間ニアリ然レトモ三百代言又ハモグリ代言ナト呼称スル無免許代言人ハ到处有ラサル無クシテ法律ノ外ニ詐略ヲナシ側ラウ政党ノコト又ハ演説等ニ従事シ頗ル治安上ニ妨害ヲナセリト云 (此害亦近比少シク減少セリト云)</p> | <p>元老院議官河瀬真孝「地方巡察使復命書三」</p> | <p>上263頁</p> |
| | <p>地方人民ノ幸福ヲ傷リ社会ノ風俗ヲ紊タス最モ憎ムヘキノ甚シキモノニアリ其一ハ代人営業者其一ハ博徒ナリ (略) 凡ソ代人ヲ以テ営業ト為スモノハ概シテ市井無頼ノ徒ニシテ元來学識ナク廉恥ナク且忍耐勉強ノ氣力ニ乏シ故ニ一業ヲ修メテ生計ヲナスノ志シナク法律ヲ講究シ代言人ノ試験ニ応スルノ望ミナシ但タ裁判所ノ腰掛ニ時日ヲ消シ郷宿ニ出入シ郷野素朴ノ人民ヲ引掛ケ誇テ代人タランコトヲ求メ奸詐ヲ是レ事トシ不当ノ利ヲ貪ルヲ勤ム故ニ裁判所アル地方ニ於テハ此等ノ徒必ス蠅集輻輳シ或ハ僻陬ノ村落漁浦ヲ徘徊シテ愚夫痴婦ヲ弄絡シ争訟ヲ教唆シ其事ヤ一言ニシテ足ルヘキヲ左右ニ寄セ数月ノ久キヲ経ルアリ或ハ父子兄弟夫婦ヲ離間シテ詞訟ヲ起サシメ其倫理ヲ紊シ風俗ヲ害スルノ甚シキアリ且ツ夫此徒多クハ高利貸ヲ兼業シ又ハ高利貸ト通謀シ其所為詐欺取財ニ均シキモノ多シ (中略) 警察官及ヒ裁判官モ其奸ヲ知ラサルニアラスト雖モ法律規則未タ全カラス而シテ彼ノ徒狡黠ナル巧ニ法網ヲ潜リ变幻自在如何トモスル能ハス今此ノ取締ヲ為サレハ其害毒ノ各地ニ蔓延スル恰モ伝染病ノ如シ (中略) 按スルニ速ニ詞訟代人取締法ヲ制定シ其害毒ヲ撲滅スルハ今日ノ急務ナリ然リト雖モ法律嚴密ナレハ奸人亦タ緻密ノ法網ヲ脱ス</p> | <p>元老院議官関口隆吉「詞訟代人ノ儀ニ付上申」〔明治十六年甲部巡察使上申書第四号〕</p> | <p>上455頁</p> |

| | | | |
|---------|---|--------------------|-------|
| | ルノ手段從テ巧ナルヲ以テ単ニ代人取締法ヲ制シ其弊害ヲ防キ得ヘキニアラス因テ一面ハ法律ヲ布キ一面ハ地方官行政上適宜取締方法ヲ設クルヲ許シ郡村及ヒ警察官吏ヲシテ各町村人民ヲ戒訓シ各自警シメシムルコト猶ホ伝染病予防法ニ於ル如クスヘシ（後略） | | |
| 大津始審裁判所 | <p>代言人ハ較々学識アリ廉恥ヲ知ルカ故ニ之ヲ概言スレハ利多ク害少キモノノ如シ然レトモ其試験ノ問題ハ各裁判所ノ檢事ノ随意ニ發スル所ナルヲ以テ難易繁不繁一ナラス隨テ免許代言人中学識頗ル高下アリ</p> <p>代書人ニ至テハ固ヨリ試験ヲ受クヘキ学識ナク又廉恥ナキモノノミ常ニ詞訟ヲ教唆煽動シ己レ之ニ干渉シテ或ハ仲裁ト号シ或ハ代人ト為リテ以テ糊口ノ資ト為ス人之ヲ称シテ三百代言ト云或ハ詐欺ヲ行ヒ或ハ恐喝ヲ為シ良民ヲ害スル頗ル大ナリ方今戸長其人ヲ得サルヨリ此等三百代言ノ虚喝ニ威怖シ望ニ任テ公証ヲ与ヘ肯テ事實ヲ推究セサルモノ比々皆是ナリ医員ノ診断書モ亦信ヲ置クニ足ラス</p> <p>詞訟代人ハ戸長ノ公証ヲ要シ一事件ノ外之ヲ許サルノ成規ナリ然ルニ近来總理代人ノ名称ヲ濫用シ一人ニシテ数件ヲ代訴ス今夫レ代人規則タル總理代ヲ委任スル場合ニ於テ些ノ制限ナク一通ノ委任状ヲ授受スルマテ戸長ノ公証モ要セサレハ狡黠ノ徒詞訟代人ノ成規ヲ紊シ奸計ヲ成スニ最モ便利ナリトス</p> <p>民事詞訟ノ原由スル所ヲ考究スルニ概ネニ出テス一ハ粗漏ノ契約一ハ詐偽ノ証書是ナリ而メ証書ヲ詐欺シテ良民ヲ害スル者ハ乃チ三百代言ナリ前第三民事ノ項下ニ掲出シタル偽造証書ノ手段モ亦三百代言ノ所為ナリ之ヲ矯正スルノ道如何セハ可ナラン蓋シ公証人規則ヲ制定スルノ外ナルヘシ（後略）</p> | 元老院議官渡辺清「地方巡察報告書一」 | 上498頁 |
| 福井始審裁判所 | 免許代言人ハ未タ弊害ノ較著ナル者ヲ見スト雖モ代書人ナル者ニ至テハ往々所トシテ毒ヲ民間ニ流ササルハアラス即チ紛議ヲ挑発シ詞訟ヲ教唆シ甘言ヲ強者ヲ欺罔シ虚喝ヲ弱者ヲ威逼シ其間ニ金錢ヲ貪リ巧ニ法 | 元老院議官渡辺清「地方巡察報告書一」 | 上513頁 |

| | | | |
|----------------|---|--------------------------|--------------|
| | <p>網ヲ脱スル者ナリ抑モ詞訟代人ハ會テ司法省ノ布達ヲ以テ一事件ノ外委任ヲ受ルヲ得ストセリ然ルニ近来總理代人ノ名義ヲ以テ数件ヲ代理スル者甚タ多シ則チ該布達ハ殆ント其効ナカラントス早ク一般ノ代人規則ニ嚴密ノ制限ヲ設ケスハ異日彼ノ委任状アルヲ以テ總理代人タルノ權利ヲ害用シ本人ノ曾テ知ラサル訴訟外ノ事項ニ干渉シ恣ニ財産ヲ売却スル等人民其生聊ンセサルニ至ラン耶判官深ク茲ニ注意シ苟モ總理代ノ名義ヲ以テ出訴スル者アルトキハ能ク其事情ヲ推究シ若シ其委托ヲ為ス所単ニ詞訟ニ止ルモノト認定スルニ於テハ可成説論シテ之ヲ受理セサルニカムト雖モ固ヨリ法律ノ禁スル所ニアラサレハ往々拒絶シ能ハサルモノアリト云是レ皆ナ彼ノ代書人及ヒ三百代言ナルモノノ所為ナリ此輩ノ奸智独リ人民ヲ誘惑スルノミナラス文盲無識ノ戸長ヲ欺罔及ヒ籠絡ス故ニ無力ノ戸長或ハ過テ刑ニ触レ或ハ故意ヲ以テ此輩ト連絡シ良民ノ財産ヲ左右スル等枚挙スヘカラス</p> | | |
| <p>金沢始審裁判所</p> | <p>(二支庁七治安裁判所) 各庁ニ於テ審理上最モ困難トスル所ニアリ一ハ民事詞訟關係人ノ不參ニシテ一ハ三百代言ノ奸策是ナリ(中略)民事訴訟ノ過半ハ三百代言ノ奸計ニ成立スルヲ認知スト雖トモ其術ノ巧ミナル之カ事実ヲ摘発スル能ハサルカ故ニ看ス々々奸計ヲ遂ケシムルノ外ナキナリ彼ノ詞訟關係人不參ノ多キモ此等三百代言ノ籠絡ニ出ルモノ多ニ居ルト云蓋シ詞訟ノ判決ヲ遷延セシメ其間ニ日当施肥ヲ貪ラントス</p> <p>免許代言人ニハ未タ弊害アルヲ聞カス代書人ニ至テハ所謂三百代言ト綽号スル者ニシテ其弊固ヨリ枚挙ス可カラス就中詞訟代人ハ一事件ノ外之ヲ許ササルノ成規ナルヨリ近来總理代ノ名義ヲ濫用シ一人ニシテ数件ヲ代理スルアリ則チ成規ヲ紊スモノ其弊茲ニ止ラハ猶可ナリト雖トモ若シ總理代ノ委任状ヲ濫用シテ詞訟外ノ事件ニマテ干渉スルアラハ其害果メ如何ソヤ而ルモ委任状ノアルアレハ之ヲ檢束スルニ由ナカラントス故ニ裁判官ニ於テ一々事実ヲ推究シ若シ總理代ヲ要スルノ事実ナシト認知ス</p> | <p>元老院議官渡辺清「地方巡察報告書」</p> | <p>上535頁</p> |

| | | | |
|---------|---|--------------------|-------|
| | ルトキハ説諭シテ可成部理代ニ改メシムルト雖トモ到底代人規則ヲ改定シ以テ総理代ヲ委任スルノ場合ニ至当ノ檢束ヲ与ヘ特別ノ保護ヲ加フルニアラサルヨリハ此弊ヲ防遏スル能ハサル可シト云 | | |
| 新潟始審裁判所 | 民事ノ件数八年二月ニ増加シ就中貸金催促ヲ以テ最多多シトス其実誑詐騙術ニ成ルモノト思量スルモノアリト雖トモ之ヲ証明スル能ハサルヲ以テ看ス々々原告呈供ノ証拠(即チ誑詐騙術ニ成リタルノ疑ヒアルモノ)ニ憑テ判決スルノ外ナシト云是亦三百代言ノ所為ナリ又三百代言ニシテ総理代ナル名称ヲ濫用スルコトハ他県ト異ナラサルナリ | 元老院議官渡辺清「地方巡察報告書一」 | 上555頁 |
| | 代言人ハ較々学識アリ廉恥アリ未ダ甚シキ弊アルヲ聞カスト雖トモ代書人ニ至テハ愚民ヲ恐喝シ或ハ証惑シテ財物ヲ騙取シ又ハ教唆或ハ煽動シテ以テ詞訟ヲ起サシメ其他種々ノ手段ヲ以テ旅費日当等ヲ貪ル者比々皆是ナリ其毒ヲ民間ニ流ス決テ鮮少ナラスト雖トモ渠等法網ヲ脱スル巧ニシテ容易ニ其犯証ヲ挙ル能ハスト云 | | 上556頁 |
| 前橋始審裁判所 | 代言人ハ較々法理ニ通シ廉恥ヲ知ルカ故ニ詞訟者ノ為メニ權利ヲ全フシ枉屈ヲ伸フルノ利アルハ多言ヲ要セサル所ト雖モ又詞訟ヲ教唆シ罪犯ヲ隱蔽シ以テ私利ヲ其間ニ図ル者之レナシトス可カラス(後略) | 元老院議官渡辺清「地方巡察報告書一」 | 上577頁 |
| | 代書人ハ其実詞訟代人ヲ專ラトスル者ニシテ法理ヲ解セス廉恥ヲ知ラス而シテ狡智ニ至テハ尋常人ニ倍蓰シ巧ニ詞訟ヲ煽動教唆シ妙ニ法細ヲ脱出シ私利ヲ貪リテ厭クコト莫シ其人民ニ於ル利ハ一ニ止リ害ハ八九ニ居レリ今其一端ヲ挙レハ各所ニ徘徊シ民間葛藤ノ兆アルヤ直接或ハ間接ニ之ヲ挑発シテ益々大ナラシメ又已ニ葛藤アルヤ仲裁ト号シテ其間ニ周旋シ愈之ヲ凝結セシメ又嘗テ紛議アリシモ將ニ和セントスルヲ聞クヤ又其間ニ奔走シテ死灰ヲ再燃セシメ遂ニ詞訟ヲ起サシム已ニ出訴スルニ決スルヤ証拠蒐集ト号シテ郡役所戸長役場ヲ首メ八方奔走シテ無益無拠ノ書類ヲ謄写シ而シテ旅費日当ヲ貪ル其出訴スルニ方テハ己レ代人ト為リ予メ種々ノ契約ヲ結ヒ詞訟ノ勝敗孰レニ決スルモ本人ノ家産ハ挙テ代人ニ供 | | |

| | | | |
|---------|--|--------------------|-------|
| | セサルヲ得サラシム乃チ現ニ此等狡徒ノ毒手ニ罹リ祖先伝来ノ家産ヲ傾ケ或ハ父子兄弟骨肉ノ間ヲ断ツノ不幸ニ陥ルモノ陸統之レアリト云 | | |
| 浦和始審裁判所 | 免許代言人ハ多少法理ヲ解シ廉恥ヲ知ルカ故ニ愚民ヲ害スルコト少シ佞令ヒ之レアルモ甚シキニ至ラス代書人即チ三百代言ト俚稱スル者ニ至テハ未タ利害ヲ相償フヲ見ス此輩ハ無知ノ人民ヲ教唆煽動シテ詞訟ヲ起サシメ或ハ恐喝威迫シテ金錢ヲ掠メ其挙動実ニ悪ムヘク厭フヘキモノ比々皆是ナリ然レトモ渠等巧ニ法網ヲ脱シ容易ニ罪証ヲ得ル能ハス人民亦其悪ムヘク厭フヘキヲ知ラサルニ非ルモ渠等甘言佞弁ヲ逞フシ或ハ利シテ之ヲ誘ヒ或ハ威シテ之ヲ怖レシメ終ニ其毒手ニ罹リ家産ヲ傾ルアリ骨肉ノ間ヲ割クアリ其害勝テ言フ可カラス | 元老院議官渡辺清「地方巡察報告書一」 | 上594頁 |
| 甲府始審裁判所 | <p>本衙管下ノ人民ハ剛腹ニシテ争訟ヲ好ミ且ツ詐欺ニ巧ミナルヲ以テ其訴訟件数ノ夥多ナルコト恐クハ全国ニ卓出スヘシ日々本衙人民控所ニ来ル詞訟関係人少クモ千人ニ下ラスト云フ(中略)又谷村治安庁ノ管下タル南北郡都留両郡ハ殊ニ健訟ノ弊習熾ニシテ従来公事訴訟ニ巧ミナル者ヲ以テ賢智ト稱シ伶俐ト呼フ故ニ人々競フテ其名声ヲ郡村中ニ耀カサント欲シ日夜詞訟ノ為メニ奔走ス畢竟織物ノ工業盛ニシテ生計ハ婦女ノ勞力ニ成リ男子ハ遊手者多キニ因ルナラン又谷村ニ一種ノ弊風アリ婦女タル者詞訟ヲ為サル男子ヲ夫トスルコトヲ恥ツルト云フ</p> <p>管内代言人タル者ハ最初代言人設置ノ際免許ヲ得引続キ營業スル者ヲ多シトス故ニ訴訟手續上ハ稍ヤ熟シタルカ如シト雖トモ学力乏シクシテ法律ノ研究ニ富メル者極メテ少ナシ此輩人ヲ教唆シ訴訟ヲ買フノ弊ナキニシモアラスト雖トモ幾分カ其組合規則等ノ為メニ束縛セラル、ヲ以テ甚シキ悪弊ハナキモノ、如シ</p> <p>代書人ハ其数頗フル夥多ニシテ俗ニ三百代言ト綽号ス常ニ裁判所ノ人民控所ニ出入シテ訴訟人ヲ誑騙シ以テ己レヲ利シ或ハ代人ト為テ訟廷ニ出テ巧ニ詐言偽計ヲ構ヘ或ハ刑事ノ弁護ヲ為シ被告人ヲ教唆シテ事実ヲ詐</p> | 元老院議官渡辺清「地方巡察報告書一」 | 上610頁 |

| | | | |
|---------|--|-----------------------|-------|
| | 為スルノ方便ヲ授ケ或ハ自ラ奔走シテ種々ノ偽証ヲ作為スル等其弊害極メテ太甚シト云フ | | |
| 長野始審裁判所 | <p>愛国正理社ハ下伊那郡飯田町ニ在リテ東京府士族柳沢武貞本県士族齋藤棄三等ノ發起ニ係リ総人員ハ大凡千人許ナリト是亦未タ認可ヲ經サルモノナリ此社ハ外観ハ政党政社外ニ居ルモノ、如ク學術研究ノ為メ農學經濟學修身學法律學ノ四科ヲ置キ毎月第一第四ノ日曜日ヲ以テ有志社員ヲ會シ學術ヲ研究セシメ其目的專ラ智識ヲ交換シ休戚ヲ共ニスト云フニ在リテ社員中若シ紛争ヲ為ス者アルトキハ勉メテ之ヲ和解シ且ツ訴訟事件アルトキハ之カ代人ト為リテ法廷ニ出ル等ノ事ヲ為ス</p> <p>民事訴件中金錢貸借ヲ最モ多シトス就中其件數ノ夥多ナルハ松本支庁ニシテ長野本庁ハ殆ント其半トス畢竟松本地方ハ健訟ノ弊風盛ニシテ代言及代書代人等ノ輩頗フル多ク妄リニ人民ヲ教唆煽動シテ訴訟ヲ惹起シ以テ私利ヲ營ムニ因レリ</p> <p>代言人ハ甚シキ弊害ナキカ如シト雖モ代書人ハ到ル所トシテ其弊害ヲ聞カサルハナシ各庁其件數ノ多少ニ随テ稍ヤ其差アリト雖モ無數ノ代書人等常ニ其人民控所ニ出入シ濫リニ詞訟人ヲ教唆煽動シ或ハ詐欺騙術ヲ逞フシ或ハ勝訴ノ見込ナキ訴件ト雖モ巧ニ弁舌ヲ鼓シテ充分勝算アルカ如ク説キ已レ其代人ト為リテ以テ口ヲ糊スルノ資ト為ス等徒ラニ法廷ヲ煩ハシ訴訟本人ヲ迷惑セシムルノ所為極メテ多シ然レトモ管下訴訟人ノ如キ八十中ノ八九皆ナ無筆無學ニシテ勢ヒ此輩ニ依頼セサルヲ得サルヲ以テ其弊害モ亦甚シキ狀況ナリ</p> | 元老院議官渡辺清「地方巡察報告書一」 | 上628頁 |
| 福島始審裁判所 | <p>代言人ハ福島ニ七人平、白川、ニ各一人アリ又代人ニ至テハ其數甚多ク教唆シテ訴訟ヲ起シ或ハ費用ヲ貪ル者少カラス其弊ノ甚キハ詐偽ノ証ヲ作り財ヲ取ル者アルニ至ル蓋本地方ノ情況ノミナラス各地ノ通弊ナリ</p> | 參事院副議長田中不二麿「地方巡察復命書二」 | 上642頁 |
| 山形始審裁判所 | <p>其詐偽罪ノ多キハ代書代人ト唱ヘ若クハ公事争訟ニ立入り金穀貸借等ノ周旋ヲ為スノ徒朴直ノ野民ヲ誘唆シテ詐術ヲ逞スルニ由ル代人ノ狀況ハ</p> | 參事院副議長田中不二麿「地方巡察復命書二」 | 上652頁 |

| | | | |
|---------|---|---------------------------|-------|
| | 右ノ如ク悪風アリト雖モ免許代言人ニ至テハ皆名譽ヲ重シ謹慎業務ニ従事セサルハナシ | | |
| 仙台始審裁判所 | 管内代言人ヲ業トスル者頗多シ仙台始審庁並治安庁所属ノ代言人二十人古川治安庁四人石巻治安庁三人大河原治安庁二人通計二十九人皆学識アルニ非スト雖トモ取締規則ノアルヲ以テ品行自ラ直正ナリ又代人ハ現ニ二百三十五人ノ多キアリ概恒産ナキノ徒ニシテ其弊ヤ人ヲ教唆シ濫ニ詞訟ヲ起シ起用ヲ貪ル者比々是ナリ | 参事院副議長田中不二麿 「地方巡察復命書二」 | 上661頁 |
| 盛岡始審裁判所 | 民事ノ訴訟亦逐年増加ノ状アリ蓋管内風俗淳朴ニシテ従前金穀貸借ノ如キ多クハ信用貸ノ類ニシテ互ニ証書ヲ要セサリシモ契券ヲ以テ約ヲ立ツルニ至リ争訟交々起リ代人代書等ヲ以テ生計ヲ為スノ徒山間僻邑ニ徘徊シ無智ノ人民ヲ教唆スル者少カラス詞訟之カ為メニ日ニ繁シ又代言人ハ本裁判所所属九人アリ其行為動モスレハ利ニ走りテ其体面ヲ保ツニ至ラス | 参事院副議長田中不二麿 「地方巡察復命書二」 | 上670頁 |
| 秋田始審裁判所 | 本庁付属代言人九名大曲治安庁四名能代治安庁一名アリ多クハ十三年代言人規則改正以前ニ免許ヲ得タル者ニシテ十四年頃迄ハ弊風アリシカ目今ニ至テハ頗其風ヲ矯正セリ其他代人ニ至テハ其弊風鮮シトセス | 参事院副議長田中不二麿 「地方巡察復命書二」 | 上682頁 |
| 弘前始審裁判所 | 管内代言人代人ノ狀況ハ本庁所属ノ代言人八人ニシテ十三年代言規則改正前ニ在ル者三人改正後ニ在ル者五人改正前ニ在ル者ハ学識浅ク其中一人ハ偽証ヲ作り現今収監審理中ナリト云フ改正後ニ在ル者ハ嚴密ノ試験ヲ経タル者ナレハ応分ノ能力ヲ具スル者多シ然レトモ代人ニ至テハ詞訟ヲ教唆スルノ弊アリ又代言人ハ贏利ノ多キヲ以テ亦金錢ヲ散スル者少カラス自然品行ヲ傷クルノ恐アリト云フ | 参事院副議長田中不二麿 「地方巡察復命書二」 | 上693頁 |
| 函館始審裁判所 | 本管内代言人其数僅ニ六人十三年以来免許ヲ得テ營業セル者ニシテ謹慎本務ニ従ヒ嘗テ取締規則ニ触レ懲罰ヲ受クル者ナク又詞訟担当中不正ノ行為アルヲ聞カス | 参事院副議長田中不二麿 「地方巡察復命書二」 | 上708頁 |
| 札幌始審裁判所 | (記載なし) | 参事院副議長田中不二麿 「地方巡察復命書二」 | 上718頁 |

| | | | |
|---|--|--|--------|
| 根室始審裁判所 | 当裁判所管内ニ於テハ代言人ヲ業トスル者ナク曾テ結社シテ代人代書等ノ業ヲ為ス者アリシカ幾クナラスシテ解社セリ然レトモ往々人ヲ欺罔シ詞訟ヲ教唆スルノ弊アリト云フ | 参事院副議長田中不二麿「地方巡察復命書二」 | 上723頁 |
| (徳島県・高知県・愛媛県・福岡県・大分県・鹿児島県・熊本県・長崎県の一般景況) | 近来潜リ代言ノ弊ハ各地方一般ノ通患ニシテ其足跡寒村僻地ト雖トモ及ハサル所ナク愚民ヲ教唆シテ些々タル訴訟ヲ起サシメ己レ其間ニ立テ利ヲ貪リ其他証書偽造詐偽取財等奸黠ノ所為至ラサル所ナシ風ヲ害シ俗ヲ破ル之ヨリ甚キハナシ速ニ何分ノ廟議ヲ尽サレ其取締法ヲ設ケラレンコト切ニ企望スル所ナリ | 参事院議員山尾庸三「地方巡察復命書三」 | 上732頁 |
| 千葉始審裁判所 | (記載なし) | 元老院議員関口隆吉「明治十六年甲部巡察使復命書第壹号」 「地方巡察復命書四」 | 下841頁 |
| 水戸始審裁判所 | 裁判所々在地方ニハ必ス代言代書ヲ以テ業トスルモノ輻輳スルハ各府県皆然リ茨城県ノ如キハ最モ多シトス水戸始審裁判所ニ代言人七人(内士族一人平民五人一人不明)無免許代人ニシテ裁判所ニ出入スルモノ百十三名土浦支庁ニ十二人(内士族五人平民七人)無免許代人七十六名下妻支庁ニ代言人二人(平民)無免許代人三十五名總計代言人二十一人無免許代人二百二十四名アリ抑訴訟多シト雖トモ斯ノ如キ多数ノ代言代人正當ノ利益ヲ以テ糊口セントスルモ到底得ヘカラサルナリ故ニ或ハ詞訟ヲ教唆シ或ハ之ヲ買取り或ハ偽証ヲ作り訴ヘ出ツル等其弊害枚挙ニ遑アラズ警察官吏及ヒ裁判官大ニ之ヲ患ヒ其弊害ヲ防止セント百方尽力スト雖トモ到底法律ヲ以テ取締ヲ為サ、レハ其目的ヲ達スルヲ能ハスト云フ代人取締法ノ儀ニ就テ別ニ上申スル所アルヘシ | 元老院議員関口隆吉「明治十六年甲部巡察使復命書第貳号」 「地方巡察復命書四」 | 下913頁 |
| 栃木始審裁判所 | 本県ニ代言人十六名無免許代人三百名許アリ其風俗ヲ見聞スルニ代言人ハ先ツ可ナリト雖トモ無免許代人ニ於テハ種々ノ悪弊アリ良民ヲシテ不測ノ損害ヲ受ケシムルコト実ニ謂フヘカラサルノ景況ナリ先ツ其一証ヲ挙ンニ宇都宮及ヒ矢板真岡地方ニ於テハ代人者流ノ為メニ誑惑セラレ遂 | 元老院議員関口隆吉「明治十六年甲部巡察使復命書第參号」 「地方巡察復命書四」 | 下1003頁 |

| | | | |
|-----------------|--|--|---------------|
| | <p>ニ破産ヲ為セシ者最モ多ク人民之ヲ見ルコト蛇蝎ノ如ク称シテ「蚊針」ト呼ヒ三尺童子モ亦蚊針ニ釣ラレンコトヲ恐ルニ至ル蓋シ蚊針ハ餌ナクシテ魚ヲ釣ルノ具ナルヲ以テ人ヲ誑誘シテ利ヲ得ルモノニ譬フルナリ又那須郡藤沢村平民農高橋市太郎ナル者蚊針代人半田政平ナル者ノ為メニ誑惑セラレ遂ニ償瀕ニ堪ヘスシテ政平ヲ毆殺セシコトアリ代人ノ弊概ネスノ如シ茲ニ県令ヨリ提出セル代人状況書并ニ太田原警察署長ヨリ宇都宮裁判所ニ差廻シタル高橋市太郎犯罪意見書ヲ附シテ参考ニ供ス</p> <p>栃木宇都宮両裁判所管内代言人ノ総員ハ拾六名アリテ其利害ニ於ケル近時益々悪弊ニ流レ多少名誉ヲ重スルカ如シト雖トモ實際ニ至リテハ或ハ然ラス原被両造ノ間ヲ瞞着シテ己レニ巨利ヲ射ルヲ目的トシ甚シキニ至テハ人ヲ欺罔シ不測ノ金ヲ收取シ狂ケテ權利ヲ失ハシメ往々被告トシテ出訴セラル、モ巧ニ法網ヲ免カル、ヲ以テ却テ之レヲ榮トシ其弊害ノ大ナル人民ニ裨益スル所ヲ以テ償フニ足ラサルカ如シ尋テ代書代人日ニ月ニ増殖シ現時三百余名ノ多キニアリテ各宿村等ニ散在シ寒村ニ至ル迄代言者流ノ輩アラサル地ナキニ至レリ而シテ彼等ノ性質ハ概ネ懶惰ニシテ淫逸等ニ財産ヲ傾ケ他ニ生活ノ道ナク愚民ヲ教唆シテ權利ナキ詞訟ヲ起サシメ巧ニ詐偽ノ術ヲ施シ良民ヲ害スルノ弊枚挙スルニ遑アラス加旃本県下代言及代人ノ重立タルモノハ政党ニ加盟シ居リ動モスレハ施政上ニ對シ愚民ヲ惑シ政府ニ怨嗟ノ念ヲ惹起セシムル等ノ行為往々有之候</p> | | |
| <p>安濃津始審裁判所</p> | <p>(代言人 伊勢国20人 伊賀国1人)</p> | <p>元老院議官関口隆吉「明治十六年甲部巡察使復命書第四号」「地方巡察復命書四」</p> | <p>下1097頁</p> |
| <p>岐阜始審裁判所</p> | <p>(記載なし)</p> | <p>元老院議官関口隆吉「明治十六年甲部巡察使復命書第五号」「地方巡察復命書四」</p> | <p>下1163頁</p> |

| | | | |
|----------|---|---------------------------------------|--------|
| 名古屋始審裁判所 | (記載なし) | 元老院議官関口隆吉「明治十六年甲部巡察使復命書第六号」「地方巡察復命書四」 | 下1261頁 |
| 静岡始審裁判所 | (記載なし) | 元老院議官関口隆吉「明治十六年甲部巡察使復命書第七号」「地方巡察復命書四」 | 下1322頁 |
| 横浜始審裁判所 | 県下一般民情平穩ナリ然ルニ俗ニ所謂三百代言人ナル者村落ヲ徘徊シ愚民ヲ誑惑シテ金銭ヲ貪ルモノ往々有之相州三浦郡三崎村ノ如キ数百ノ漁戸拳テ其術中ニ陥ラサル者ナキニ至ル其状況ニツキ郡長ヨリ申出タルコト左ノ如シ(後略) | 元老院議官関口隆吉「明治十六年甲部巡察使復命書第八号」「地方巡察復命書四」 | 下1411頁 |

【注】我部政男編『明治十五年明治十六年地方巡察使復命書』上・下、三一書房、1980年、1981年、より作成。